

第一百一回 参議院通信委員会會議錄第八号

昭和五十九年五月十七日(木曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

四月二十六日

大森 昭君

補欠選任
菅野 久光君

四月二十七日

菅野 久光君

補欠選任
大森 昭君

五月十六日

山内 一郎君

補欠選任
関口 恵造君

五月十七日

長田 裕二君

補欠選任
村上 正邦君

関口 恵造君

水谷 力君

大木 浩君

最上 進君

新谷寅三郎君

出口 廣光君

西村 尚治君

矢野俊比古君

岡野 裕君

倉田 寛之君

三木 忠雄君

鶴岡 洋君

出席者は左のとおり。

委員長

大木 正吾君

理事

成相 善十君

委員

宮田 輝君

片山 基市君

沖 外夫君

倉田 寛之君

志村 愛子君

出口 廣光君

水谷 力君

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大木正吾君) ただいまから通信委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十六日、山内一郎君及び長田裕二君が委員を辞任され、その補欠として関口恵造君及び村上正邦君が選任されました。
また、本日、関口恵造君が委員を辞任され、その補欠として水谷力君が選任されました。

○委員長(大木正吾君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
電波法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に宇宙開発事業団理事長山内正男君、同事業団理事宮原翠君及び通信・放送衛星機構理事長斎藤義郎君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と仰る者あり
○委員長(大木正吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大木正吾君) 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。奥田郵政大臣。
○郵政大臣(奥田敬和君) 電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。
航海の安全を確保するため、船舶の構造、設備等について定める条約として千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約があり、

我が国もその締約国となっております。この条約の附屬書が人命及び航海の安全をな一層確保する観点から一九八一年十一月に改正され、本年九月一日に発効することとなりますので、その内容に沿って、船舶の無線局に関する規定を整備する必要があります。

また、我が国における外国人、外国の法人、外資系企業等の社会活動、経済活動の円滑な遂行に資するため、無線局の開設に関する外国性排除を緩和することにより、外国人等に一定範囲の無線局の開設を認める必要があります。

さらに、国の各種手数料等に関する規定の合理化に合わせて、電波法関係手数料についても、規定の合理化を図る必要があります。

この法律案を提出した理由は以上のとおりであります。次にその概要を御説明申し上げます。
まず第一に、船舶の無線局に関する規定の整備であります。国際航海に従事する旅客船及び総トン数三百トン以上の貨物船の無線局について、二千八百八十二キロヘルツの無線電話遭難周波数の送信装置の有効通達距離を定めるとともに、百五十六・八メガヘルツの無線電話遭難周波数の聴守を義務づけることとしております。

第二に、外国人、外国の法人、外資系企業等の開設する無線局についてでありまして、国際化の進展に対応して、車載あるいは携帯として使用する無線局等について、相互主義を前提として免許を与えることができることとしております。

第三に、手数料に関する規定の合理化についてであります。電波法関係手数料について、その上限額が法定されていることを改め、具体的金額は政令に委任することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。
なお、この法律は、昭和五十九年九月一日から施行することとしております。ただし、電波法関

係手教科について改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいとお願い申し上げます。

○委員長(大木正吾君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○片山基市君 電波法の一部を改正する審議に当たりまして、冒頭に放送衛星より二号の故障の問題についてお聞きをしたいと存じます。

今、猫も杓子もニューメディア、ニューメディアと大騒ぎしておりますが、そしてバラ色の高度情報化社会と商業マスコミははやり立てておるところであります。放送衛星の期待がそのために大きくかき立てられておるところです。世論誘導のためにも無理な計画が推し進められる。その結果、ゆり二号の故障という取り返しのつかない状態が破綻が起ってきたと思ひます。国民に一層の負担をかけることになり、それだけに真剣にこれからの質問について答えてもらいたいと思ひます。

去る三月の三十一日及び四月の十七日の本委員会における審議に際し、私は放送衛星にウェットを置いたNHKの今後三カ年の事業計画及びニューメディアへの対応策に多くの疑問と警告をくだいほと述べてきましたが、そのとおりとなつてまいりました。このことは、最近の審議のみでなく、数年前から機会あるごとに指摘されてきたものであります。

四月十七日の本委員会において、私の質問に対して大臣は、「大丈夫だと信じております。」と答弁されたのですが、この言質はすでにこの段階においても危惧を持っていたというように思ひますが、いかがでしょうか。危惧を持っていたと言ふなら、その段階であらゆる手を打つ必要があつたのだらうし、大丈夫だと断言できたのなら責任の所在を明らかにすべきだと思ひますが、それを前提にして具体的に数点について確かめたいんです。

一つは、放送衛星の打ち上げは時期尚早であつたのではないかと。昭和五十三年に実験衛星を打ち上げ、昭和五十五年に起きた故障が十分に究明されないまま今回の実用衛星打ち上げとなつておる点に、その必然性が十分に理解できません。まず、それについてお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(鴨光二郎君) 放送衛星のことにつきましては、放送衛星の実験用の衛星等の体験等を踏まえまして宇宙開発委員会におきましてBS2の開発、打ち上げについての決定をしていただいたというわけでございまして、私どももいたしましては、かねてから申し上げておりますように、NHKの難視聴解消の有効な手段ということ、これをNHKの難視聴解消のため及び新しい衛星放送技術開発のためということで二つの打ち上げを決めたわけでございまして、今御指摘の点につきまして、あらゆる角度から十分な検討を経た上で宇宙開発計画に盛り込まれたものというふうに考えております。

○片山基市君 それならば、実験衛星より一号は三年の寿命に対し、中継器の機能は一年二カ月ないし二年二カ月で失つてしまいました。改善を加えたはずの実用衛星より二号が打ち上げ後わずか三カ月で二つの系統が故障し、さらに新たに導入した姿勢制御の電波センサーも故障したとのことでありまして、開発体制に問題はないのかどうか。今のお話によると、ゆり一号の故障について十分に改善を加えたとおっしゃっていますが、それならこういうことは起こらないはずであります。先ほど説明を求めたのは、いわゆる昭和五十三年からの実験衛星の故障の実態を確かめて今度第二号がつくられたのだと聞いておるんですが、それに答えておられません。

国産化率でいえば、ゆり一号が一五%、ゆり二号が三〇%前後、しかも重要な部分は密閉されたブラックボックスであります。こんな状態で世界に先駆けて実用衛星を打ち上げるといふ点が理解できません。技術水準に確信を持っていたのか、拙速でも打ち上げなければならなかったのか、それについてさらにお答えをお願いしたいと思います。

○参考人(山内正男君) 宇宙開発事業団理事長の山内でございます。

ただいまの御質問にお答えいたします前に、このBS2aの事故につきまして、このBS2aには三系統の中継器が搭載してございまして、そのうち二系統にふぐあいを生じました結果、一チャネルの放送しかできないような事態になった次第でございます。この衛星の開発を担当いたしました宇宙開発事業団といたしましてはまことに申しわけないと思つておりました。ここに深くおわびを申し上げる次第でございます。

ただいまの御質問の実験用の放送衛星ゆりの事故につきまして、この原因の究明、その対策をBS2aにどのように反映させたのかという御質問に對しましては、実験用のBSにつきましても、そのふぐあいの原因というのは究明されております。

その第一は中継器に関する部分でございます。これは高圧電源の絶縁材料に亀裂が生じたために、その亀裂に沿ひまして放電による高圧電源部が故障したというのが一つでございます。それから第二は、姿勢制御系のホイールの回転が停止したということでございます。第三は太陽電池の絶縁材の破損によりまして電力の急激な低下があつたということでございます。

第四は、姿勢制御用のスラスターが触媒の機能が低下いたしましたために推力が異常に低下したと。この四つの原因が究明されております。

この四つの原因に對しましてそれぞれ対策を講じてありまして、初めの第一の高圧電源の故障に對しましては絶縁材の改良を施しました。そして五年間の寿命試験を行つております。そして五年後においても正常であるということを確認しております。

BS2aにもそれが利用されておるわけでございます。それから、第二のホイールの駆動装置につきましては、電線にかかるストレスの少ない材料というように改良をいたしました。それから三番目の太陽電池につきましては絶縁材の改良を実施いたしました。四番目のスラスターにつきましては燃料の純度を向上させるという対策を講じております。これら四つの事故原因の究明の結果、それぞれの対策をすべてこのBS2aに反映させております。

したがひまして、今回直接BS2aの事故原因と考えられます中継器につきましては、BS2aの高圧電源自体には異常は生じておりません。

以上でございます。

○片山基市君 それでは、故障した中継器はこの製品で、原因の究明については十分対策を講じておられると思ひますが、どのような状態ですか。

○参考人(山内正男君) この原因究明の状況をまず御説明申し上げたいと思ひます。

異常が発生いたしました後、直ちに担当技術者による検討態勢を設けまして、通信・放送衛星機構、それからNHKの協力を得まして現象の解明、原因究明、そして機能の回復、それからBS2bへの対策の検討に全力を挙げておる次第でございます。

この検討を行いますます内容といたしまして、第一は、BS2aから電波で送られてまいりました中継器のデータを解析すること、それからこれまで開発途上におきまして地上で中継器についてのいろいろの試験を行つておりますので、その地上試験のデータの解析を行うこと、まずそれが第一でございます。

次に、地上にありますが同じ系統の中継器を用ひまして異常現象の模擬試験を行うということを考えております。

それから三番目は、これらを通じて何通りか考えられます原因をだんだん絞り込んでまいりまして、そして原因究明とか機能回復、BS2b

界に先駆けて実用衛星を打ち上げるといふ点が理解できません。技術水準に確信を持っていたのか、拙速でも打ち上げなければならなかったのか、それについてさらにお答えをお願いしたいと思います。

○参考人(山内正男君) 宇宙開発事業団理事長の山内でございます。

ただいまの御質問にお答えいたします前に、このBS2aの事故につきまして、このBS2aには三系統の中継器が搭載してございまして、そのうち二系統にふぐあいを生じました結果、一チャネルの放送しかできないような事態になった次第でございます。この衛星の開発を担当いたしました宇宙開発事業団といたしましてはまことに申しわけないと思つておりました。ここに深くおわびを申し上げる次第でございます。

ただいまの御質問の実験用の放送衛星ゆりの事故につきまして、この原因の究明、その対策をBS2aにどのように反映させたのかという御質問に對しましては、実験用のBSにつきましても、そのふぐあいの原因というのは究明されております。

その第一は中継器に関する部分でございます。これは高圧電源の絶縁材料に亀裂が生じたために、その亀裂に沿ひまして放電による高圧電源部が故障したというのが一つでございます。それから第二は、姿勢制御系のホイールの回転が停止したということでございます。第三は太陽電池の絶縁材の破損によりまして電力の急激な低下があつたということでございます。

第四は、姿勢制御用のスラスターが触媒の機能が低下いたしましたために推力が異常に低下したと。この四つの原因が究明されております。

この四つの原因に對しましてそれぞれ対策を講じてありまして、初めの第一の高圧電源の故障に對しましては絶縁材の改良を施しました。そして五年間の寿命試験を行つております。そして五年後においても正常であるということを確認しております。

BS2aにもそれが利用されておるわけでございます。それから、第二のホイールの駆動装置につきましては、電線にかかるストレスの少ない材料というように改良をいたしました。それから三番目の太陽電池につきましては絶縁材の改良を実施いたしました。四番目のスラスターにつきましては燃料の純度を向上させるという対策を講じております。これら四つの事故原因の究明の結果、それぞれの対策をすべてこのBS2aに反映させております。

したがひまして、今回直接BS2aの事故原因と考えられます中継器につきましては、BS2aの高圧電源自体には異常は生じておりません。

以上でございます。

○片山基市君 それでは、故障した中継器はこの製品で、原因の究明については十分対策を講じておられると思ひますが、どのような状態ですか。

○参考人(山内正男君) この原因究明の状況をまず御説明申し上げたいと思ひます。

異常が発生いたしました後、直ちに担当技術者による検討態勢を設けまして、通信・放送衛星機構、それからNHKの協力を得まして現象の解明、原因究明、そして機能の回復、それからBS2bへの対策の検討に全力を挙げておる次第でございます。

への対策を検討してまいるといふように現在鋭意努力しておるところでございます。

○片山基市君 どの製品ですか。

○参考人(山内正男君) この中継器はアメリカのGE社の製品でございます。その中に使われております進行波管という部分がございますけれども、この進行波管というのはいくつかの真空管で、電波の増幅を行う部分でございますけれども、これはフランスのトムソン社の製品でございます。

○片山基市君 どちらにいたしましたか。内部をのぞくことができないブラックボックスでありますから、これからの問題としては大原因究明について難しい問題があると思いますが、原因の究明がされるとしても、修理はどうしますか。

○片山基市君 四月十七日の本委員会における私の質問に対し、その原因がわかればそれに対応した処置を講ずると答えておられますが、どういふふうにするのか、具体的な対応をお聞かせ願いたい。

○参考人(山内正男君) ただいまこの中継器についてブラックボックスではないかという御質問がございました。このBS2aの計画を検討しておりますが、今から数年前でございますけれども、そのころには我が国の人工衛星の技術がまだ十分に育っておりませんでした。そこで、やむを得ず、既に多くの経験を持つておりますアメリカあるいはヨーロッパの技術に依存するところが多くなったわけでございます。

今回問題を起こしました中継器は、先ほど申し上げましたようにアメリカのGEの製品でございます。それから進行波管はフランスのトムソン社製でございます。それで、これらにつきましまして、これを運用いたしますためのいろいろの技術資料というものは我が国に開示されておりました。そしてこれを日本の中におきましていろいろ各種の試験を実施いたしてまいりました。したがって、いわゆるブラックボックスというものは違ひます。ただ、外国の製品でございますので、この設計、製作のノウハウ全体が開示されているというわけではございません。

したがって、この異状を呈しております部分の原因を究明するに当たりまして、やはり当該の外国企業に依存せざるを得ないという部分がございまして、今回の問題につきましましてはアメリカのGE社の協力を得ておりました。その解明に必要ないろいろの技術資料につきましまして、開示を受けておられるわけでございます。そのような状況でございますので、原因究明それから今後の対策をどう立てるかという点については支援はないと考えております。

○片山基市君 局長、答えることはないですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先生御指摘のような御答弁をさせていただいておられるわけでございますが、具体的な対応という点につきましては、先ほど理事長の方からお答えございましたように、現在原因究明中でございます。その原因がわかりました場合に立てられる対策というのは、その原因に即していろいろあるかと思いますが、宇宙空間という状況の中というところで申し上げますと、下から電波によるいろいろなコマンド、指令を行うというふうなことでその原因に対応した措置ができるであろう、こういうことを考慮してお答えをさせていただいた次第でございます。

○片山基市君 納得しませんが、先ほど宇宙開発事業団の方でブラックボックスでないというお話ですが、国产化率は今日の二二号では三〇％と聞いています。その本体の一番大切なところが外国の技術に依存しておられる。我々聞いておるところでは密閉されたものであるというところでノウハウがわからない、こういうことでありますから、そのことについては後日究明することになります。さて、NHKにお聞きします。

先ほど高らかに難視聴解消の最も有効な対策だということで放送衛星が打ち上げられたということで評価されていますが、今度のいわゆる実用になりました二二号について、所期の事業計画は全く影響はないのかどうか、NHKからお答えを願いたいと思います。

○参考人(矢橋幸一君) お答えいたします。NHKが今お話に出ました衛星の送信三系統の

まだ残りましたB系統一チャンネルを使いまして五月十二日から総合テレビ番組を中心に放送を開始いたしました。当面、これによりまして、実質的な意味におきまして難視聴解消に寄与していきたいというふうに考えております。

もちろん今いろいろお話出ましたように、我々としては宇宙開発事業団に対して早急な原因の究明と回復措置というものを要請いたしまして、その成果を待ちますが、結果を期待しながら、NHKといたしましてはなるべく早急に本来の二チャンネルによる難視聴解消ができるように努力いたしたいというふうに思っております。

○片山基市君 納得しませんが、衛星機能の回復の確率はどう見えておるか。耐用年数はどのくらいになるとNHKは見ておるか。また小笠原における、また南北の大東島の千六百五十帯帯は完全に受信可能となると、そのうち千二百帯帯が契約を結んでおるといいますけれども、これは収入は入りませんが、どういふことになりますか。また、二万セット程度パラボラが売れておるといいますか、それらについてその期待にこたえておるといいますか、まずNHKからお答え願います。

○参考人(坂倉孝一君) 今技術長からお答え申し上げましたように、当初二チャンネルで放送したという計画でございましたが、まことに残念なことである一チャンネルしか放送ができなくなったというところで、私もといたしましては試験放送ということで免許を得まして、そして十二日から一チャンネルによって放送試験局としての放送を実施いたしたわけでございますので、ここでは御契約をいただいていたという形はとっていないわけでございます。

それから、私もといたしましては、できるだけ早く事業団がこの原因を究明されまして回復措置をとられることを願っているというわけでございます。そして、そういったことで二チャンネルの放送が可能になった時期には速やかに二チャンネルによる放送を開始したいというふうに考えているわけでございます。

○参考人(矢橋幸一君) 今回打ち上げましたBS2につきましまして耐用年数につきましては五年の寿命を予定しておりますわけでございます。

○参考人(山内正男君) このBS2aの回復の見込みはどのくらいあるかという御質問に對しまして、これは現在鋭意この原因の究明中でございますので、まだ明確なお答えを申し上げる段階ではないでございますけれども、ただA系統、R系統ともに進行波管が完全にだめになったというわけではございません。また、原因と思われる要素の中には、地上から電波指令によりまして運用方法を変更することが可能であるという要素もあ

ります。また温度などの宇宙環境の変化に基づきましてこの衛星の状態に変化を及ぼす、したがって回復の可能性も出るといふような要素も考えられるわけでございます。したがって回復の可能性が残っておりますと考えておりますけれども、その回復の可能性が一体どの程度であるかというのを申し上げるためには、もう少し時間をかけていただきたいと思います。

○片山基市君 せっかくの御努力で機能が回復することを心から期待するものであります。大変困難な作業と思いますが努力を賜りたい。

さて、難視聴解消の建前として技術優先、国際電波権益の確保などのための国民のニーズや衛星放送のソフトに対する明確な政策がないまま開発先行の冒険を冒したと思いますが、電波監理局長、いかがでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 私どもといたしましては、先ほど申しましたように、難視聴解消ということに關しましては地上での対応ということに、これまで行われてきました努力にも限界と申しましようか、これから先の難視聴解消には大変な努力が必要であると。経費的な問題も含めて問題が多いわけでございます。その中で放送衛星による難視聴解消というのが非常に大きな有力な手段であるということで、先ほど申し上げましたように、BSによる実験の成果を踏まえてBS2による難視聴解消を図ろうという計画を固めたと

いうことでございまして、その計画につきましましては関係機関とも十分なお打ち合わせをし、最高度の宇宙関係の信頼性のもとに開発、打ち上げが行われたというふうに考えているところでござい

○片山基市君 私が質問したのは、国民のニーズや放送衛星に対するソフトの技術がまだ未熟な中でやられたと思う。これについてはあなたはどう思いますか。

○政府委員(嶋光一郎君) 私どももいたしましては、先生御指摘の点につきまして新しい技術という問題ではございませうけれども、現在の能力の中で最大の信頼度を持って開発が行われたというふうに考えております。

○片山基市君 新しい技術の先行的な開始でありますから事故が起こるということも当然でありませうが、実験衛星の場合もその経験を生かして事業団はBS2aをつくったとおっしゃっています。にもかかわらず、わずかに三カ月もたなかつたということでありませう。

そこで、中継器が三本とも故障する確率はこの段階ではないのかどうか、これについてお答え願いたい。そして、もし三本ともだめになったときはどういうようにするのか、NHK、宇宙開発事業団、郵政省、通信・放送衛星機構からそれぞれお答えを願いたいと思います。

○参考人(矢橋幸一君) NHKといたしましては、宇宙開発事業団から、最後に残されましたBシステムにつきまして、大丈夫である、絶対壊れないという報告を受けておりますので、現在どおり放送を続けてまいりたいと思っております。

○参考人(山内正男君) 現在Bシステムは順調に作動しておるわけでございます。したがって、このBシステムにまで故障が生ずることはないであろうと考えております。もちろん、Aシステムに続きましてRシステムに故障が生じたのでBシステムにも同じような故障が発生するのではないかと御懸念が生まれるのは当然であると思っておりますけれども、そのAシステム及びRシステムに対してはそれぞれ違

った現象を示しておりますので、これらがBシステムに波及するというようなことは考えておりません。

○政府委員(嶋光一郎君) ただいまNHKあるいは宇宙開発事業団からお答えがあったことを私も受けとめまして、Bシステムにつきましては目下正常に作動をしているという認識につきましては全く同じでございます。

なお、故障を起こしておりますAあるいはR系統につきましても、関係機関におきまして最大限の努力を傾け、原因究明そして回復に全力を尽くしてまいりたいと考えているわけでございます。

○参考人(斎藤義郎君) 今宇宙開発事業団から見解が披露されたわけでありませうけれども、私たちがそれを全面的に信頼をいたしております。

○片山基市君 本日は時間が限られておりまして事実について御答弁を願いましたが、この問題はやはり国の政策の重要な問題でありますから、十分に慎重に対策を加えてもらわねばならぬ。特に宇宙開発委員会では放送衛星対策特別委員会を設けられておりますが、その結論も間もなく出される予定だと思っております。

そこで、それを出される前後に集中的にゆり二号に関する問題、通信衛星の問題、あわせて気象衛星等全体の問題について集中審議をしていただき、解明をするように取り計らっていただきたいことを委員長に申し上げて、質問を終わりたいと思います。委員長、いかがでしょうか。

○委員長(大本正吾君) ただいまの片山君の発言につきましましては、理事会におきましても慎重に検討し、意に沿いたいと考えております。

○大森昭君 片山理事が「ゆり」の関係の質問をしたから私やめようと思ったんですが、実は一番最後に理事長から発言がありましたので、何か自信に満ちているようでありませうが、これはちょっとそういうお言葉をいただきますと私どももちょっと心配があるんです。

実はこのBS2b、これは来年八月ですね。それから聞くとところによりますとBS3を基本設計

に入るといふ問題があるんですね。そうすると、今のような理事長の答弁でいきますと、そのままだ基本設計に入ったり、それからBS2bですね、これも何かこのままずっと作業を進めていって打ち上げるような感じがするんですが、これはどうなんですか。

○参考人(山内正男君) 目下BS2aの方の原因究明を急いでおりまして、この原因はまだ全部これであると確定し得る段階にはなっておりませうけれども、絞り込みが大分進んでまいりました。A系統につきましましては四項目、それからR系統につきましましては三項目のところまで絞り込んでまいりました。これをさらに絞り込んで、これが確定的な原因であるというようにも考えられますし、それからまた究明をしまして、これがまさに原因であると必ずしも確定はできませんけれども、非常に疑わしいというようにものがあるかもしれません。その両方に対して十分の対策を講ずる、これはBS2bに対して対策を講ずるつもりをいたしております。で、このBS3に対しては当然でございませうけれども、BS2の開発の経験を踏まえまして、それらをすべてBS3の方に反映させ、開発を進めるといふように考えております。

○大森昭君 いや、今三つあるうち二つ故障して、あとの一つは大丈夫かと質問したら、普通の人だったら、いや三本のうち二本壊れたわけだから、ひょっとするとあと一本も危ないかなというのが私は普通だと思ふんですが、絶対大丈夫みたいなことを今理事長が言われたですからね。

そこで私が心配するのは、これは結果的なもので、それから、余り僕は責任追及だとか何とかというんじやなくて、今後の問題としていわれる2bと3の問題ですね、これはもうちょっと慎重に取り扱っていただきませうと、これからb打ち上げました、また事故が起きたら、3上げました、また——これは通信委員会というのは何やってるんだということになりますからね。お答え要りませうが、そういうことでひとつこれから先の計画は

少し慎重に対処していただきたいと思ひます。

そこで、電波法の関係であります。まず手数料の問題ですね。これ法定制を廃止をいたしまして政令で定めるといふことになっているんであります。どうも私どもはこの点に最大の問題点を、実は持っているわけでありませうが、政令で決めるということになりますと、どんな値上げということもないんでしようけれども、国会審議を抜きにして手数料の改定をするということになりますと、私どもの責任上、従来からの経過からして大変危険するんであります。一体今後の手数料の改定の見通しなどはあるんですか。

○政府委員(嶋光一郎君) 手数料についてのお尋ねでございますけれども、現在御提案申し上げております百三条の改正でございませうが、これは国のはかの各種手数料等に関する規定の合理化等を図る目的で今国会に提出されて、四月の二十日に成立いたしました。そして各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律、これと同じ趣旨、目的を持って行おうと考えているものでございまして、実は一括法と称されております。この法律の中に電波法関係の手数料につきましても盛り込むことが考えられたわけでありませうけれども、今回は先ほど大臣から御説明ございましたように他の問題に関連いたします改正もお願いいたしますので、この手数料につきましてもお願いいたします。一括法と同じ趣旨、目的のもとに電波法の中に盛り込んで改正の御審議をお願いしている次第でございませう。

政令上の具体的な手数料額につきましましては、実費を勘案して「実費の範囲内」ということになしたしているわけでございますが、現在の段階でこの単価の検討をいたしてみますと、これは当然のこと、この手数料額というものは行政上必要とするコストとの見合い、実費を考えたが計算をするわけでございます。それとは見合っているというところでございませうので、今お願いをしております法改正が成立をいたしました場合に、直ちにそれを受けて手数料を値上げをする、改定をする

ということでは現在の段階では考えておりません。
○大森昭君 今直ちに改定がないようでありすが、しかしいずれ、これ「実費の範囲内」という枠はありますが、改定をする時期も来るんじゃないかと思うんですが、実費の枠といつてもこれは勝手に皆さんの方で計算して改定するんではちよつと困るんではないかと、何か上げる場合にはかくくしんじかだという算定基準みたいなのがあるんですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 電波法の関係手数料につきましては、行政上の手数料ということで、国が行います公の役務ということでのその費用、コストを償うために徴収する料金であるというふうな考え方でございまして、その行政コストに見合った額とすることを基本として設定しようと考えているわけではございますが、ただいまお尋ねの点につきましては、コストの算出に当たりますと、大きく申し上げまして人件費、旅費、物件費といったものがこの算定の基準になります、人件費につきましては予算成立額をベースにいたしまして無線局の審査あるいは検査等に直接要する人件費、あるいはその検査に参りますための旅費、あるいはそれに使用いたします測定機等の物件費を、いろいろ割り掛け等をいたしまして、これを算定の基準にし、そしてこれらを積算しているということでございます。

○大森昭君 一般論としてはわかるんですが、しかしちよつと抽象的ですからね。ちよつとお伺いしますが、政令で決めるときには何か私どもには連絡が何かしてくるわけですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 政令ということでございますので、私どももいたしましては、形の上では閣議でお決めたことということでございまして、具体的な改定につきましては、適宜お話をさせていただくこともあらうというふうに考えております。

○大森昭君 電波需要の増大あるいは割り当て周波数の逼迫化という状況の中で、今回、特定の規模無線局とはいへ、相互主義を前提として外国

法人や外資系の企業などに無線局の開設を認めることとしてあるんですが、この点について郵政当局として何か基本的な考え方というのはあるんですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 電波は、先生御案内のように、貴重かつ有限なものでございまして。そしてまた、御案内のように、国際電気通信条約によりまして、地域別あるいは業務別に分配をされておりました、我が国でも、当然のこと、そうした枠内で無線局の開設を認めることにしているところでございます。

したがって、一定の例外を除きましては、原則的に日本国民の需要を満たすべきであるという考え方で、現行の電波法第五条におきましても外国性の排除を原則としておきましてございまして。そして、現在我が国では無線局数がかなり多くなつてきておりました、この限られた電波を使用することから、周波数が非常にきつた状態であることも事実でございますけれども、一方で我が国の国際化というふうなことがございまして。国際化の進展というふうなことで、我が国の国内でも、外国人あるいは外国法人等の、特に経済活動、社会活動といったことの活発化ということから、その諸活動の円滑な遂行に資するためというところでの要望が寄せられている、またその必要性も認められるということがございますので、先ほど申し上げました外国性の排除の原則ということとは踏まえながらも、今申しましたような外国人等の諸活動に必要な陸上移動局等の一定範囲の無線局に限る、同時に相互主義を前提にするという考え方で今回の改正を御提案申し上げておるところでございます。

○大森昭君 そうしますと、具体的に外国人などが無線局の開設を申請してきた場合に、割り当てる周波数とか、あるいは空中線電力などに関して制限を加えるということもあるんですね。

○政府委員(鴨光一郎君) 外国人の申請に関するものでございまして、この外国性を緩和いたしました場合には行います取り扱い、我が国の国民

に対するのと同様の取り扱いをするというふうな考えております。

したがって、無線局に対する周波数の割り当ては、国際電気通信条約の附属無線通信規則の周波数分配表に基づいて作成された割り当て原則によつて、それからまた、電波の公平かつ能率的な見地から、定められた一定の行政方針に従つて行うということに相なるわけでございますが、空中線電力につきましても、同様に、電波の公平かつ能率的な使用という見地から、こうした業務別の、あるいは周波数帯別の制限の中で指定をするということになります。

○大森昭君 局長が言われますように、社会も経済活動も国際化で進展をしておるわけですから、ある意味でわからないわけじゃないんですが、私の質問の趣旨というのは、先ほど局長が言われましたように電波は有限ですから、そうなつてきまして、この措置をとりまして今度国内の法人などの電波利用が逆に支障を来すということになりますと大変ですから、その辺はどうでしょうかな。

○政府委員(鴨光一郎君) 我が国の国民あるいは組織体の利用に支障がないようにという点は、先生のおっしゃるとおりでございます。私どももそういう考え方に立つて今回の改正の検討をしたわけでございます。

具体的な形について申し上げますと、先ほど申し上げましたような基本的な条件がございましては、一体どれぐらいの利用があるのだろうかというところ、これがまた具体的な問題として浮かんできるとございまして、現在我が国に居住をしております外国人の数をみますと、我が国全人口の〇・六％というふうな数字が一つござい

ます。それから、企業にも使用させることを認めようと考えておりますが、この場合、上場企業の中に占めます、現行法では欠格事由として該当しております企業の数がこの全上場企業の中で一・四％というふうな数字になっております。この人口あるいは企業の数といったものを考えました場合に、およそ一％ぐらいのものがこの電波利用の欠格性排除が緩和されるということになるわけでございます。もちろんそのすべての方々を利用されるということでもございせん。我が国の陸上移動局と、今回開放の対象にしようとしております陸上移動局等の総数は現在百七十八万局ござい

ます。これは現在の外国性排除のもとでの数でございます。今申し上げましたような外国人あるいは外国系企業といったもの数から見まして、この中のわずかな部分を占めることになろうという考え方、こういう条件のもとでの開設を認めようと考えておるわけでございます。

○大森昭君 またもう一つ、外国の公館が開設する無線局については、大使館の中に恐らくこれは設置されるんじゃないかと思うんですが、外交関係に関するウィーン条約上、大使館は不可侵を保障しているわけでありまして、そういうところ

に開設して我が国の電波監理に支障を来すというふうなことはありせんか。

○政府委員(鴨光一郎君) 外国公館が開設する無線局につきましては、昭和五十七年六月の電波法改正でこれもまた相互主義に基づいて免許を与えることができるようになつておるわけでございますが、免許に当たりましては当然一般の無線局と同様に電波の型式、周波数、空中線電力といったものを指定いたしまして、他の無線局に混信等の妨害を与えないように措置をすることにしております。

それからウィーン条約の御指摘がございましたけれども、仮に公館に立ち入ることができない場合でございますけれども、外部からその発射いたします電波の、先ほど申し上げました質あるいは空中線電力といったものを測定することが可能でございます。検査の実行を最低限確保することが可能だと考えておりますので、無線局の管理監督が不十分になるというふうなこととはないと私も考えておるところでございます。

○大森昭君 今回、一定の範囲で船舶無線電信局に対して中短波帯の無線電話装置、さらにはVH

F帯の無線電話装置の設置を強制することにして
いるわけでありますが、その理由は何ですか。

○政府委員(鴨光一郎君) お話のございました点
は、海上人命安全条約、SOLAAS条約と言つて
おります条約の第一次改正、これは一九八一年の
改正でございますが、その中で無線電信局と無線
電話局との間の通信連絡手段を確保し、遭難にお
ける救助活動を容易にするためということで国際
航海に従事する旅客船及び総トン数三百トン以上
の貨物船のうち、無線電信局を設けたものに対し
まして無線電話遭難周波数送受信機、いわゆるMF
電話の備えつけが義務づけられたものでござい
ます。

それからまた、近距離の船舶間、それから陸上
と船舶間の効果的な通信手段を確保し、船舶の航
行の安全を確保するというこのために、これも
また国際航海に従事する旅客船、それから総ト
ン数三百トン以上の貨物船に対してVHF無線
電話の備えつけが義務づけられたということに
ございまして、今回の電波法の改正を考えたところ
でございます。

○大森昭君 今回の改正によりましてVHF無線
電話の設置が義務づけられるわけでありますが、
既に今まで任意で設置済みのものもあると思いま
すが、今回新たに設置しなければならなくなる船
舶の数などは把握しておられるのか。また新しく設
置する場合、そのための経費などはどのくらいい
かるんですか、これ。

○政府委員(鴨光一郎君) 今回の改正で必要とな
りますのは二つございまして、一つは無線電話遭
難周波数送受信機の設置にかかわるものでござい
ます。これにつきましては、設置を必要とする隻
数が約千四百八十隻ございます。ただ、このうち
既に任意につけておりますものが千二百八十隻ご
ざいますので、差し引きをいたしますと新たに設
置をすることとなる船舶は約二百隻ということに
なります。この場合の、これは二千八百八十二キ
ロヘルツのものでございますが、この送受信機に要
する費用は一隻当たりで約八十万円ということに

なっております。

それから、VHFの方の無線電話の設置につ
きましては、先ほど申しましたような旅客船、貨物
船が対象になります。こちらの隻数は約千五百
三十隻でございます。これにつきましても既に任
意に設置しているものがかなりございまして、そ
の数が約千四百八十隻、パーセンテージで申しま
して九十七%でございますが、したがって新しく設
置を必要とするのは、差し引きをいたしますと五十
隻ほどでございます。こちらの方は費用をいたし
まして一隻当たり約百万円というふうに考えてお
ります。

○大森昭君 今数字で挙げられておりますが、大
体航海の安全を確保するということになる、で
きるところは——できるところというよりはでき
る人とは——言った方がいかな——やっていると
いふところというのはいろいろな事情で設置して
いないんじゃないかと思うのですが、これは実
施期日が九月一日です。そうなら、そうなら
とこの短い期間に無線設備の設置だとか、ある
いはこれまた郵政省は検査なんかもするんだろ
うと思うんですが、これは大丈夫ですか。ちょっと
期間が短いんじゃないかと思うんだけれども。

○政府委員(鴨光一郎君) 海上人命安全条約の改
正規定の内容につきましては一九八一年、つまり
昭和五十六年十一月の時期でございますが、その
改正条約の採択の直後から私も周知を図り、ま
た事前の準備に関しまして、その推進に関する関
係者の理解を求め、また理解を得られているとい
う状況にございます。そしてまた新たに設置が義
務づけられることになりましたもの、数の上で申
しまして先ほど申しました二八二キロヘルツの
無線電話で約二百隻、VHFの関係では五十隻と
いうことでございますので、準備状況と申しま
す。ようか、関係者の理解の状況等から見ま
し、当局の検査を含めてお願いいたしております。九
月一日からの施行に十分対応できるというふうに考
えております。

○大森昭君 さっきも放送衛星の話がありました
けれども、これから海上関係などについても衛星
を活用したシステムの導入が検討されているよう
に聞いておりますが、それはどのような構想で、
またいつごろ何か実現をすることになるんです
か。

○政府委員(鴨光一郎君) 現在、船舶通信に利用
されております実用の衛星システムをいたしまし
ては、インマルサットのシステムがございまして、
これによりまして航行の安全の確保その他に有効
に利用が図られているところでございまして。一
方、国際海事機関、IMOと略称いたしております
が、ここでは一九九〇年、六年後でございます
が、一九九〇年の導入をめぐってございまして、
将来の全世界的な遭難・安全制度、私どもFGMD
SSと略称いたしておりますが、その検討を進め
ておりまして、このFGMDSSにおきましては、
先生御指摘の衛星通信の利用ということが大きな
一つの柱になっているわけでございます。これは
静止衛星あるいは極軌道衛星を通じて、船舶
と陸上間の遭難警報、航行警報あるいは気象警
報等の通信が確実に行われることになりまして、
で、これによって世界の全海域での航海の安全の
確保が格段に向上するものというふうに私も考
えておるところでございます。

○大森昭君 無線設備の設置を今度は強制されて
おられない。

(委員長退席、理事片山基市君着席)

小型船舶についての無線施設の設置状況、おわか
りかどうかかわかりませんが、小型船舶については
どういふふうになっているのか、また船舶の航海
の安全対策についてはどのような措置がとられて
おるわけですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 無線設備の設置を強制
されておらない船舶をいたしましては、国際航海に
従事しない百トン未満の旅客船、それから三百ト
ン未満の貨物船、百トン未満の漁船などがござい
ます。これらの船舶の総数は約八十二万隻ござい
まして、この中で無線設備を設置しております船

舶は約七万一千隻、設置率にいたしますと約八
六%というふうなことに相なっております。

そこで、無線設備の設置を強制されていない船
舶の航行の安全対策はどうかということになるわ
けでございますが、海上におきましては、御案内
のように無線通信が唯一の連絡手段であるという
ことでございますので、郵政省をいたしまして
も、これらの小型船舶につきましても、設置の義
務づけはないにいたしまして、やはり安全対策
ということでございますので、無線設備の設置が
促進されるように関係方面に対して指導を行って
きたところでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、私どもとい
たしまして、小型船舶に適した簡易で小型な、
そしてまた安価な無線通信システムが開発され、
提供されるように関係業界等を指導いたしてお
ります。また無線設備の操作に関しまして、こ
れは特殊無線技士の無線電話というふうな簡易
な資格で行えるような措置を現在講じているとこ
ろでございます。こういうふうな措置の中で、
できるだけ海上の安全が確保されるということ
を期待しているわけでございます。

○大森昭君 現行の電波法というのは、これは昭
和二十五年に制定されたものでありまして、今回
の改正も、

(理事片山基市君退席、委員長着席)

これは条約の改正に伴って提案されているわけ
であります。同時に、部分手直しを電波法やっ
てていくわけですが、四十一年に御案内のように改
正案が提案されまして、審議未了ということにな
ってそのままだになっているんですけれども、古
いから悪いという意味じゃないんですが、大分先
ほどから議論しておりますように、世の中変わっ
てきているわけでありまして、そうなりますと、
技術的にも電波の利用の態様もすっかり変化して
いるわけですから、ですから、そういう意味か
らいきますと、電波利用の基本法であります電波
法を抜本的に見直す必要があるんじゃないかとい
うふうに考えるんですが、省は今どのような作業

を行ってゐるわけですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先生御指摘のように、電波法は制定いたしましたから三十年以上経過をいたしております。その後の状況の変化、特に技術の進展といったことから、御指摘のような検討が必要ではないかということにつきましては、私どももそういった御意見を十分承知をいたしているわけでございます。これまでのところは、電波法の中身が技術的な面が多いというふうなことがあるいはまた、今回お願いをしておりますように、その都度その都度国際条約等との関連で手直しが必要であるというふうなことがございまして、当然必要なものにつきましては必要な都度適宜改正をお願いし、改正を行つていただいております。ところでございます。お話しのように、新しいメディアが登場してきてゐる、電気通信の世界では特にそういう点が多いわけでございます。そういう意味では、私もこれが大変重要な課題であるというふうな認識をいたしております。一面また、こうした環境の変化というものにつきましては流動的な面もございまして、それから技術の発展動向についても、まだいろいろ見きまめなければならぬというふうな面もございまして、

ただ、それは申ししましても、やはり法律と申しますものは、そのときどきの社会に最も適合したものでなければならぬということは当然でございますので、私も、ただいま申し上げましたような環境等々を総合的に踏まえながら、その時代時代に適応した対策をとるべく今取り組んでいるところでございます。

○大森昭君 例えば放送法の場合もそうですけれども、放送大学ができましたその附則で処理をしておたり、とにかくこれはまたさっきの話じやありませんが、衛星が上がつても何が起きて、それはいろいろな問題があることはわかりますが、別に答弁要らないですが、大臣は電電改革には大分御熱心ですけれども、放送法だと電波法も二十五年に制定されたやつですから、ひとつこちらのの方も少し御熱心にやっていたことを御要望しておきます。

それから、実はいろいろ議論しておりますように電波行政も大変複雑多様になってきてゐるわけでありまして、大臣の所属いたします——所屬するといふのはおかしいな、出身地域と言つた方がいかな。北陸だとかそれから信越、これは臨調の答申でいきますと廃止のようなことが言われてゐるのであります。何でもかんでも臨調だとか行革だとか言つてやつたんでは、これはこれだけ複雑化していく電波行政、とりもなおさず今度は電気通信の行政もこの電波監理局がやるようになるんじゃないかな。ということになつてきますと、臨調でいろいろ言われておりますが、電波監理業務というのは従来に増してまた新しい業務をしていくということになるんですが、職場の方じゃ大分心配してゐますので、この辺は何か特段動きはありますか。

○政府委員(奥山雄材君) ただいま先生が御指摘になりましたとおり、昨年三月に出されました臨調の最終答申におきまして二つの地方電波監理局を隣接する地方電波監理局に統合する旨の最終的な指摘をいただいております。それを受けて、このことの一月二十五日に閣議におきまして、この問題の取り扱いにつきましては六十年代末まで具体的な結論を得るといふこととされてゐるところでございます。

先生のお尋ねは、その具体的結論を得る過程において、いかなる観点から検討するつもりなのかと、職場に無用の不安を与えるのではないかと、御質問であらうかと存じます。

先生も先ほどお触れになりましたように、電波監理行政はこれまで地方において国民生活な地方住民にとって電波行政として唯一の接点でございまして、地方電波監理局におきまして無線局の免許はもちろんのこと、検査あるいは不法電波の監視、さらには特に最近比重を増しております電波障害防止等々、重要な仕事がお積りしております。のみならず、まさしく先生がおっしゃいますように、これから新しい高度情報社会に向けて

地方の電波監理並びに電気通信行政の中核的な拠点になるものと私も確信してゐるところでございます。既にテレビジョン構想等は地方電波監理局が中心になつてこれからの作業を進めることにならうかと思ひます。そして、ただいま国会に御提案申し上げております電電改革三法をもし立法院の方でお認めいただきましたら、さらに新しい事業体の事務とか新しい電気通信事業における許認可あるいは登録、届け出等の事務も地方で処理することにならうかと思ひますので、これからますます電波監理並びに電気通信行政の地方における最重要の役割を果たす地方機関であるといふふうに私も認識しておりますので、それを念頭に置きましてこれから関係方面と折衝に当たつていくつもりでございますし、なおこの点につきましても大臣みずから、あらゆる機会にそのことを各方面にアピールしていただいておりますこともつけ加へさせていただきます。

○大森昭君 まあ大臣が石川から出て、石川がなつてつちやつたんじゃやばりうまくなからんから頑張ってください。

それと、実はこの間の委嘱審査のときにもちょっと申し上げたんですけれども、いろいろニューメディアだとか、何とかかとかいろいろなことが言われてゐますが、電波の予算というものはこれはしょうがないんでしょうけれども、一般的にゼロ査定なんでしょうけれども、これもひとつよろしく。予算が——何かこれちょっとオーバーかもわかりませんが、聞くところによると電波の職員の人たちがちょっとこういう専門書を読んでみたいなんといつても、個人で買えばいいんでしょうけれども、しかし人勧凍結だとか、なかなか容易じゃないんで、やっぱりそういう必要な専門書ぐらいは買えるような予算にぜひひとつお願いをしておきたいと思ひます。

そこで最後に、大臣、仲裁裁定、人勧——大臣の談話も新聞で拝見しておりますし、関係閣僚会談でも大臣が大変御努力されてゐるということば聞き及んでゐるわけでありまして、とにかく事業

は人なりでありまして、賃金がすぐ決まらないようなことであつたり、これ、とりもなおさずこの電波は人勧適用ですから、凍結をしたり実施を延ばしたりなんというんじや、これは意欲に關係いたしますので、まだ人勧は出ておりませんが、郵政大臣が頑張つてゐるということも新聞紙上で拝見しておりますが、この実施の実現方について、ぜひひとつ努力をしていただきたいと思います。最後に大臣の見解を伺ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(奥田敬和君) 結論から申しますけれども、仲裁、人勧に關しましては、もう最大限の努力と誠意をもつて対処してまいりたいと思つております。

一言言わしていただきますけれども、特に、今郵政管内の労使關係を含めて、非常に良好な労使關係、話し合い路線と申しますか、定着をいたしておることは事実でございます。しかも、最近のいろいろな配置転換等、重要な事項についても、業務の効率化についても協力をお互いに願つておるところでございます。まあ、はつきり言つて風向きはもうすっかり変わつてしまつてきておるというところになります。私も、もう裁定でございますから、出すものはもうすつきり出すと、そしてお願いするものはお願いして今日の厳しい環境下に立ち向かつていくという基本姿勢を持つて先般の關係閣僚会談でも発言もいたしております。

なお、明日午前八時半だと記憶しておりますけれども、第二回の關係閣僚会談を開きまして最終的な線を決めるんじゃないかならうかと思つておりますので、その節にも誠意をもつて早期実施に対処してまいりたいと思つております。

○大森昭君 よろしくお願いしておきます。

○服部信吾君 初めに、まず、ゆり二号aの問題についてお伺ひいたします。

特に世界初めての放送衛星、そういうことで大変国民も期待しておつたわけですが、特に先般行われた受信料の値上げなんかもこのサービスの一つと、こういうことでありますけれども、

今回の失敗と申しますか、二つの故障、これに付きましてNHK並びに郵政大臣の御感想をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(奥田敬和君) 大変遺憾というよりも、先般来参議院の本会議でも御指摘をいただいた、痛恨という言葉を使わしていただいたほど今回のBS2aの故障については残念でございます。

先般、実は片山先生の、四月の十七日だったと記憶しておりますけれども、片山先生が何か予見されたような形が不幸に的中したような結果になりました。私も技術的に素人でございますけれども、まあある程度のこういった新しい、今も服部先生も御指摘のように、世界で初めての實用放送の衛星であるということで、技術的には難しい問題があればこそ今まで世界でどこでもやってこなかったということになるかと思ひます。しかし、本当にそういった面も技術的に克服した上で、残された二つの系統によつての二チャンネル放送が立派にできてくれるだろうという期待感を持っておつただけに非常にショックでございます。目下一チャンネルだけの放送ということでございまして、これは非常に私も毎日放送衛星からの画面を見ております。ということは大空室は特に放送衛星受信の設備をしてございまして、責任者の一人としても毎日どういふ映像が流れておるんだらうということに関心を持って見ておるわけでございますが、非常に鮮明な画面で音質も確かに言われているとおりきれいな音を出しておると。まあ一チャンネルで申しわけないわけでございますが、今まで離島で全然テレビの恩恵に浴さなかつた人たちにしてみれば、一チャンネルとはいへ、何とかこれが持続してこのままきれいな映像を流してほしいものだあとという期待感を持って見ておるわけでございます。本当に申しわけないと思ひます。心からおおびを申し上げたいというのが結論の所感でございます。

○参考人(坂倉孝一君) NHKといたしましては、先ほどからお話のございますように衛星の状況があつたことになりましたことに残念で

遺憾であるというふうに感じますし、私どももいたしましては二チャンネルで放送開始をいたしたいということで計画を進めてまいりましたのに、一チャンネルでしか御期待に沿えなかつたということに對して大変申しわけなく存じている次第でございます。

五月の十二日に放送試験局といった形で衛星放送を開始いたしましたわけでございますけれども、一チャンネルではございましてけれども、特にこの離島の方々から大変喜んで放送を見ていただいている。大東島などはこれによつて初めて日本に復帰した感じがするといったような感想なども出ておりましたけれども、こういった御期待が高ければ高いほど、私どももいたしましては、一日も早くこの原因が判明いたしまして、回復措置がとられまして、当初どおり御期待に沿える放送が出来ることを心から願ひしている次第でございます。

○服部信吾君 余りにも期待が大き過ぎたのでちよつとがっかりしたということもあると思ひますけれども、確かに三十万ぐらいのアンテナを買つた人とか、あるいは放送衛星の打ち上げによつて小笠原のCATVが解散しちゃつたとか、いろいろあるわけでありましてけれども、特に二チャンネルが一チャンネルになった、こういうことで特に教育番組が見れなくなつたというので、何かそれに對して総合テレビは見られますけれども教育テレビが見られないというのでフオーロとか何か考えられていらつしやるのか。それから、特にこれに對して、国民に對して何かNHKで十五分ぐらい申しわけなかつたというふうな、そういうふうな放送でおおびをして終わりというふうなことになるのか、この辺についてお伺ひしておきます。

○参考人(坂倉孝一君) NHKといたしましては、ただいまも申し上げましたように鋭意回復に努力をいたしているというところで一日も早い回復を願ひしているわけでございます。そのための努力をして私どももできるだけ御協力をし

ていくということでございます。この二チャンネルが一チャンネルで放送試験局としてしか放送できなかったということに對しましては、私どももいたしましてはやはり回復をお願いするというところでいろいろ現地の事情などもお聞きはいたしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、特に現在の時点でするのかというふうなことは、現在の時点ではまだ考えていないわけでございます。

○服部信吾君 一月に打ち上げられて三月にA系統の中継器が故障した、その時点でやはり国民からすれば何かもう少し対策が打てなかつたのかというところが大変単純に考えられると思うのです。ね。そうして三月そして四月と、こうなつたわけですから、この間について何かいろいろとやつぱり対策を講じたと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

○参考人(坂倉孝一君) 私どももいたしましては事業団の方で進められておられまして、二チャンネルであれば二チャンネルの放送は可能であるというところで四月の二十二日になつてこれを通信・放送衛星機構を通じてNHKが受け取つたという形になつておるわけでございます。私どももいたしましては二チャンネルの放送というものは可能であるというふうにずっと考えてきた次第でございます。

○服部信吾君 先ほども質問があつたわけですが、五十三年に実験衛星を打ち上げた、こういうことでその原因究明がある程度なされたというところで出ておりましたけれども、特に五十三年の四月の八日に打ち上げて、そして五十四年六月八日にB系統が、中継器がちょっと故障した、五十五年五月にR系統、五十五年六月十七日にA系統、こう三つのあれが全部だめになつた。そういうことで普通実験衛星ですから当然実用化のための実験、そういうことである程度納得はできると思ひますけれども、打ち上げたときの国産化率というのはいくつですか、ありますけれども、そのとき例えればその他のブラックボックスといひます

か、そういうものについてはどういふ会社のあれをやつたのか、その点についてお伺ひしたい。

○参考人(山内正男君) ただいまの「ゆり」の原因を究明いたします際には、これの「ゆり」は東芝と契約をいたしました。東芝が副契約としてアメリカのGE社を選んでおります。それで、この事故原因を究明いたします際には、東芝はもちろんですけれども、この宇宙開発事業団の担当技術者がGEの方に参りまして……

○委員長(大木正吾君) 山内参考人に御注意申し上げます。言葉をもう少しはつきり大きな声でお願いします。速記ができません。

○参考人(山内正男君) それによりまして、GEの協力を得つて、この原因の究明を行つて、その原因は究明できたと考えております。

○委員長(大木正吾君) この際、委員の異動について御報告いたします。この際、委員の異動について御報告いたします。本日、大木浩君が委員を辞任され、その補欠として最上進君が選任されました。

○服部信吾君 そうすると、そのときある程度原因究明できた、こういうことではないわけですか。

○参考人(山内正男君) この原因究明の結果をもう少し詳しく申し上げますと、第一は高圧電源の絶縁材に亀裂が生じたために、その亀裂に沿つて放電により高圧電源部が故障したというのが一つでございます。第二は、姿勢制御系のホイールの回転が停止したことでございます。第三は、太陽電池の絶縁材の破損によりまして電力の急激な低下があつたことでございます。第四は、姿勢制御用のスラスターが触媒の機能低下によりまして推力が異常に低下したというその四点でございます。

これに對しましては、まず第一の高圧電源につきましては、絶縁材の改良を施しました。これに對しましては、五年間の寿命試験を行ひまして、その後も正常であるということを確認しております。

す。これをBS2aに適用いたしております。それから、第二のホイールの駆動装置につきましては、電線にかかるストレスの少ない材料といたしまして、第三の太陽電池につきましては、絶縁材の改良を施しました。第四のスタスターにつきましては、燃料の純度を向上させました。これらの結果をすべてBS2aに適用いたしております。したがって、今回のBS2aの事故におきましても高圧電源自体に異常は生じておりません。

○服部信吾君 たいだいまの研究結果ですが、これはやはりアメリカと申しますか、そちらの方の、特にブラックボックスとかそういう問題についてはGEさんあたり、そういうものも含めてのあれですか。

○参考人(山内正男君) たいだいまのブラックボックスという問題でございませうけれども、これは我が国でこの衛星の計画を進めておりましたところには、まだ我が国の衛星に対する技術が十分に育っておりませんでした。そこで、やむを得ずこれまでは衛星の技術に對して経験の多いアメリカあるいはヨーロッパの技術を大幅に使用せざるを得なかったわけでございます。

それで、このたびのBS2aに使用しました中継器、これはアメリカのGE社の製品でございませう。そして、この中継器の中の進行波管という部分がございませうけれども、これは電波を増幅いたします一種の真空管でございませうけれども、これはフランスのトムソン社の製品でございませう。これらを用いておりますが、今回事故を起こしました中継器につきましても、これは日本の中でこれらの各種の試験を行っておりますし、また運用を行っていくのに必要な技術資料の開示を受けております。したがって、いわゆるブラックボックスではないと考えております。そして、このたび事故原因の究明をいたします際に、GEあるいはトムソン、そういうところの協力は十分得ておりますし、それに必要な技術資料の開示も得ておるわけでございます。

○服部信吾君 今回の事故原因の究明に当たっては、政府としては宇宙開発委員会の中に放送衛星対策特別委員会、こういうものを設置してこの故障原因の究明を図る、こういうことでありますけれども、そのメンバーの構成とか審議目的、これはどのようになっておりますか。

○説明員(北村俊男君) お答え申し上げます。このたび放送衛星二号aに生じた異常につきましては、開発に多額の資金を投入したしながら、視聴者の皆様方、関係当事者の方々に多大の御迷惑をかけておりました。宇宙開発委員会といたしましてこの事態は非常に厳粛に受けとめていたしておるところでございます。去る五月十四日に臨時に開催されました宇宙開発委員会におきまして、放送衛星対策特別委員会の設置が決定されたところでございます。

この放送衛星対策特別委員会は宇宙開発委員会及び幅広い学識経験者から構成されておりました。放送衛星二号aの中継器に生じた異常の原因究明と今後の対策につきましても速やかに審議を進めることといたしております。

また、その原因究明の今後の対策に關します技術的な事項につきましては、その特別委員会の下に中継器の専門家より構成されます技術小委員会を設置いたしました。今回の異常に關する遠隔測定を行いましたデータ、それから関係機関からいただいたさまざまな技術情報、それから原因究明に關する各種の試験データに基づきまして詳細に検討を進めることといたしております。また、この特別委員会に基づき具体的な対策につきましては宇宙開発事業団におきまして実施するということを考へておるところでございます。

○服部信吾君 要するにこの中継器というのは、ブラックボックスかどうかということも私もちょっとよくわかりませんけれども、当然これはアメリカのGE社のものであるし、またフランスのトムソンさんというんですか、そういうことになっているので、実際に調査特別委員会を設置してもきちっとした原因究明できないと思うんですが、

この点はどうか。

○説明員(北村俊男君) 先ほど事業団の理事長から御説明がございましたように、よくブラックボックスと申されておられるわけでございますが、このBS2aにつきましては、それに先立つBSの実験放送、こうしたシステム、メーカーも同じでございます。それで、この数年間をかねまして、中継器系統、それから全体のシステムそれから運用関係ということにつきましては、日本国内では、事業団におきましても、メーカーにおきましても相当技術者も育つてきております。それで、先ほどお話ございましたように、確かに製造ノーマルにかかわる部分につきましては問題とするところはございますが、一切の解析に必要な技術データについては開示されておるところでございます。そして、原因の究明ないしはそれに対する専門家からの評価ということとは十分可能かと考えておるところでございます。

○服部信吾君 十分にひとつ調査委員会が究明していただきたいと思います。

そこで、次に保険の問題についてちょっとお伺いします。

普通、通信衛星とか放送衛星、こういうものを打ち上げるときには大体どういう保険を掛けるわけですか。

○参考人(宮原肇君) お答え申し上げます。私も事業団といたしましては、衛星を打ち上げます場合にはいわゆる打ち上げ保険と称する保険をつけてございます。例えば今回のBS2aに例をとってお話し上げますと、衛星を打ち上げるために、ロケットに点火いたしましたときから九十日間またはその衛星を通信・放送衛星機構にお渡しする、引き渡しをする日までのいずれか早いところでありまして、その間の期間を保険の担保期間といたしまして、そしてその間、打ち上げの成功条件を満足しないというような事態が起きた場合に保険金が支払われるという形の保険を掛けておるわけでございます。

○服部信吾君 いや、要するに放送衛星、通信衛星等を打ち上げる場合、今言った打ち上げ保険だ

けですか。そのほかにいろいろ種類があるし、また今回は掛けたんじゃないですか。

○参考人(宮原肇君) 宇宙開発事業団として保険を掛けておりますのは、この打ち上げ保険が一番中心でありまして、その前に打ち上げ前保険というのがあります。

これは衛星が搬入されましてから打ち上げに至る日までの間地上に置いてあります。その間に何かあった場合に備えて打ち上げ前保険というのがありますけれども、保険の主体といたしましては、何と申しまして、今申し上げました打ち上げから九十日間を担保期間とする打ち上げ保険というところで、その二種類だけを今私ども掛けております。

○服部信吾君 この打ち上げ前危険保険というんですか、担保保険というんですか、これは今回掛けたわけですね。掛けたとすれば、期間はどのくらい掛けたのか、それから保険料率というのはどのくらいなんですか。

○参考人(宮原肇君) 今回の衛星が射場に運ばれてまいりましたのが昨年の十二月十五日でございます。そして、その日から、打ち上げましたのが本年の一月二十三日でございます。その間の保険が打ち上げ前保険でございまして、これは料率が〇・一七五％でございます。今度、ロケットに点火いたしました後から後の打ち上げ保険と申しますのは、料率が一・五％というふうになっております。

○服部信吾君 保険料率の〇・一七五％というのは大体幾らぐらいになるんですか、これは。

○参考人(宮原肇君) お答え申し上げます。今回の保険金額は、打ち上げ前の危険に對する保険金額は二千七百九十万円でございます。

○服部信吾君 二億じゃないですか。

○参考人(宮原肇君) ありません。

○服部信吾君 普通、こういう衛星なり、放送衛星を打ち上げる場合、こういう打ち上げ前保険、これは一カ月ぐらいですね、一か月間。それから、打ち上げ危険保険、これは九十日というやつですね。当然その後の寿命保険というんですか、この

三つができて初めて一つの保険の役割をなすんじゃないですか。この寿命保険というのはいらんかったんですか。

○参考人(宮原肇君) 事業団といたしましては、申し上げました打ち上げ前保険と打ち上げ保険を掛けまして、その九十日間何事もなければそれを成功といたしまして衛星機構の方に渡すものと、そこまでのリスクを担保させていただく保険を掛けております。その寿命保険につきましては、私どもは掛けておりません。

○参考人(渡辺伸一君) お答えいたします。今、先生のおっしゃいました寿命保険、これは保険の段階で申しますと、打ち上げ前、打ち上げ保険に相次いで、NHKに所有権が移りましたら、その後いわゆる寿命保険を掛けるわけでございます。

NHKとしましては、打ち上げから各段階から運用に至りますまで一日の空白もないように保険を掛けようという基本姿勢でまいりました。打ち上げの成功条件を満足いたしましたので、四月二十二日からNHKの所有になったわけでございまして、この事態を予測いたしまして、国の持ち分については寿命保険を掛けられないということでございます。私どものいわゆる六〇%相当分については寿命保険を掛けるべく、これはNHK単独でございますが、保険会社と折衝してございまして、四月二十二日に受け取りました直ちに効力を発するようにということで交渉をしております。おおよそ条件が煮詰まったわけでございます。

ところが、こういう保険は、保険の効力を発する前段階の状況を確認して初めて有効になるという保険でございます。打ち上げが予定どおりの条件を満足していたかということが条件として吟味されたわけでございます。そういたしますと、御存じのとおり、A号機が故障しておったわけでございまして、そういたしますと、既に進めておりました条件では保険を掛けることはできませんと、こういうのが保険会社の立場でございました。それを究明いたしました、そのA号機が故障でもな

お保険を掛けるには、A号機がいかなる故障の原因であったかを究明しないと、残りの二つの中継器に対する保険は受けかねるということでございます。我が国初めての寿命保険でございます。この保険は非常に大きいものですから、国内の保険会社はさらに外国の保険会社に再保険をしているやに聞いております。そういうことでかなり条件の詰めが時間がかかっているようでございまして、ついに今の状態では掛け得ない、残念ながらそういう状況で今日を迎えたということでございます。

○服部信吾君 普通、最初のあれがそういう故障が起きた時点で、当然ある程度こういう問題に対しては交渉すべきだと、そのうち二つ目がだめになつてしまつたと、そして結局、全然この保険が取れなくなつてしまつたということになるんですけれども、普通、この空白をとるということは、これは保険のあれから言つて最悪の状態といえます。普通、一般保険に入つていて、これとは違いますが、たまたまお金をそのとき払つていたけれども、一カ月間私になつたとか、要するに空白というのは保険から言えば大変避けなくちゃならない事態だと思ふんですね。ですから、四月二十三日ですか、この保険が切れた時点でやはりもう少し寿命保険に対して努力をしなくちゃならぬんじゃないか。これは保険会社から断られたわけですか、簡単に言えば。

○参考人(渡辺伸一君) 保険会社から断られたというよりも、前提といたしました条件では引き受けかねる、新しい事態に対応する料率でありますとか保険額でありますとか、あるいは条件であるとかを詰めさしてもらいたいということでございます。その詰めるにつきましては、Aの故障の原因が最大のポイントになる。その原因がわからないことにはその条件の詰めようがないと、言つてみればそういうことでございまして、保険会社から条件の提示がいかにせつつきまして出てこないという状況でございます。

○服部信吾君 そうなつた場合に、じゃ、あと最後に残っているやつですね、もう一つのこのまま生きています。これに対しては今後この寿命保険に掛けるつもりですか、また交渉するんですか。

○参考人(渡辺伸一君) 申し上げましたように大事な資産でございますから、ぜひ保険を掛けたいと思つておりますので、引き続き保険会社と折衝をしたいと思います。ひつそりひつそり努力を願ひたいと思ひます。

○服部信吾君 ひとつそういうことで努力をお願いします。

ちょっと今回の保険の内容ですけれども、特に打ち上げ成功条件と、そういうことで(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、「所要の軌道及び姿勢を保持していること」、「四年間以上運用可能な二次推進薬量を有すること」ということです。特にこの中で問題になる四つ目の「中継器は有効系統数二以上であること」これが要するに二つ以上有効に動いておれば保険はおりない、こういうことなんですけれども、普通、保険というのは、大事な三つの中継器のうち一つが故障すれば、その二つに対してある程度保険がおります。生命保険の場合だって、死んだ場合とけがをした場合、あるいは一般の場合でも、丸焼けになつた場合と半焼けとか、普通そういうのが常識と、こういうことなんですけれども、この場合、例えば中継器、心臓部と言われる大事なところでありまして、特に前回の実験衛星の場合でも、ここが三つともだめになつたと、そういうことで、そのくらいの配慮をした保険を掛けるべきじゃなかったのか、この点はどうですか。

○参考人(宮原肇君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおりでございます。御意見ありがとうございます。三系統ございまして、そのうち最低限二系統が正常に作動しておれば、最低の需要にはこたえ得るんではないだろうかというのを一つ考えましたのと、何せこの保険は非常に危険が高いものでございまして、保険会社との折衝におきまして、あるいは料率の折衝におきまして、あ

るはどれどれを担保するかというふうなことにつきましても、なかなか向こうの提示する条件も厳しゅうございまして、その間、監督官庁の御指導も得ながら十分に保険会社と詰めて、その結果、今回の保険は、三系統のうち二系統が生きておればそれは成功であるというふうな条件で、今回の保険は付保することになったような次第でございます。今後はまたいろいろとそういう面の御意見も拝聴いたしまして、検討すべき点は検討してまいりたいというふうに考えております。

○服部信吾君 じゃ、それはわかりました。

それで次に、一応来年八月に打ち上げられるという、このより2号bというやつですね、これにはやはりこういう保険を掛けるんですか。

○参考人(宮原肇君) 来年の2bにつきましては、今回のことを十分に頭に入れながら、ユーザの方々の御意見を十分に相談をし、また監督官庁の御意見、御指導もいただきながら、鋭意詰めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○服部信吾君 一応、そういう保険を掛けるというふうなことでよろしいですか。

○参考人(宮原肇君) そういう保険を検討するというところで、特にユーザの方の御意見を拝聴し、また保険会社との相談もございまして、鋭意詰めてまいりたいと思つております。

○服部信吾君 そこで、一応、これ先ほど来話しておりますけれども、世界で初めての放送衛星、そういうことですけれども、現在、世界の放送衛星の状況、この放送衛星、各国どのような実験なり、またそういうことを進められておるのか、この点についてお伺いします。

○政府委員(鴨光一郎君) 私どもが承知をしております限りでは、日本が実用の直接放送衛星という形では初めてであるというふうに考えておりますが、外国の状況といたしましては、アメリカあるいはヨーロッパにおきまして一九八五、六年ごろに実用衛星を打ち上げるべく現在開発中であるという情報を私どもも承知をいたしております。

○政府委員(磯光一郎君) ただいまお願いをいたしております電波法の百三条の改正でございますが、これは国の各種手数料、これの中に電波関係の手数料も含められるわけでございますが、今回、今国会で四月二十日に成立をいたしております各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律、この中で国の各種手数料に関する合理化を図る目的での法改正が図られたわけでござい

手数料全般の形の法定撤廃はこれはもう政府全体で決めた形で、この法案だけ、この面だけは今御審議をお願いするという形、経緯についてはこちらの気持ちも酌んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤昭夫君 今の御説明ではどうしても納得ができません。

そこで、次に具体的な問題でお尋ねに移りますが、昨年の初めごろからいわゆるウッドベッカーノイズと言われる混信が短波に起きています。船舶通信士労働組合の話によりますと、北太平洋海域を中心にインド洋や豪州航路、さらにはアメリカやヨーロッパ付近でも船舶通信が大変な妨害を受けている。

私も先日船通の方とつたテープを聞きましたが、ぼつぼつ、ぼつぼつというこういう機械的な音が連続をして記録をされておるわけでありまして、これも、これが非常に広い地域で、しかも現にテープを聞いてみても、かなり幅広い周波数帯、短波帯に四六時中出てくる。で、共同通信が船舶向けに出していますフクシミリ新聞などもこの妨害を受けてますと画面全体が点や線だけになつてもう意味がなくなる。こういうひどい姿にも進んできているわけでありまして、こうもした電波通信妨害の現況について郵政省としては一つはこういうふうな状況をつかんでいかないと、この発信源をどう見ているか、したがつてそのことに即してどういう対処をしているのか、まず郵政省、御説明ください。

○政府委員(鴨光一郎君) 御指摘のウッドベッカーノイズと言われるものにつきまして当局の調査結果によりまして、この種の電波によりまして、先ほど先生の御指摘のありました中では、私どもの調査結果では主として北太平洋上におきまして短波帯の広い範囲にわたつての混信が発生しているということ把握いたしております。その結果、御指摘のように船舶通信そのもの、あるいは気象通報の受信に被害を受けているということが判明をいたしております。

その発生源ということでお尋ねでございますが、私どもの調査結果で把握いたしております状況は、この電波の波長の幅、これが三ミリ秒から四ミリ秒、それからパルス線の繰り返し時間が百ミリ秒の波長のもの、それから一回の発射時間は、時によりまして、数秒程度の短時間のものから一時間以上の長時間に及ぶもの、そしてまた発射周波数が時々刻々変化している、こういうふうな把握をいたしているわけでございまして、発生源そのものが何であるかということについては確認できておりません。

○佐藤昭夫君 この怪電波の正体については、実は二月二十九日の朝日新聞を初め、新聞にも報道されているところでありまして、いわゆるICB M、大陸間弾道ミサイル、これをキャッチするためのOTHレーダー、超地平線レーダーとも日本語では呼んでおりますけれども、この電波ではないかという説が非常に有力であります。今の答弁ですと、主として北太平洋地域と、こう言われていますけれども、冒頭私が申し上げたように、インド洋から豪州航路、アメリカ、ヨーロッパ海域、非常に広い範囲にわたつていっていること、これはこうしたOTHレーダーを設置しておる、それはもちろん運もありまして、しかし、しかも大規模にやっておるのアメリカだということ、これは防衛上の問題として通説になつてい

です。ですから、こうした点で、これは写しを私は今持っているわけですが、例のシェーン年鑑、一九八二年から八三年版のこの年鑑によりまして、アメリカのOTHレーダー、六・二五から二一・八五メガヘルツ、これを使用しておつて、現在ウッドベッカーノイズが出ている範囲とはほぼ一致するというのが、こうした実際に仕事に従事している船通の方々の意見でもあるわけですが、また、同年鑑によりまして、アメリカはOTHレーダーのカバーリングエリア、その二倍化と六十度から八十度の角度を持てるようにするための研究開発を八一年から八二年に行つたとい

ふにこの中に書いているわけですが、これとちようどこうした妨害が多発を始めた時期と一致をするということ、やはりそこに発信源があるんじゃないかという疑いがこうした面からますます濃厚になってくる。

こうした点で、ひとつウッドベッカーノイズについて実態を全面的に把握する、このためには我が国の、特に郵政省としての独自の努力、これも必要でありましょう。それと同時に、実際にこういうことで船が迷惑を受けているわけでありまして、外交ルートを通して、どういう状況になつておるか、そういうことを米ソ両国からも率直な報告を求める。そのために郵政省として外交ルートを通すとなると外務省との協力も必要かと思ふんですが、外務省とタイアップをして、ひとつこの事態の全貌把握と必要な対処を検討していく、そういう努力を一層強めてもらいたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 私どももいたしまして、先ほどお答え申し上げたように、有害な混信があるというふうな把握をいたしております。そういうことで、今後とも継続してこの種の電波の監視を実施をいたしまして、電波の発射源の究明に努めてまいりたいと考えております。電波の発射源が特定できましたならば、これは国際電気通信条約というございまして、この条約のつとめた措置というございまして、我が国の短波帯なら短波帯通信に有害な混信があるということで通信主管庁としての立場で国際電気通信条約のつとめた必要な措置をとるようしてまいりたいと考えているところでございまして。

○佐藤昭夫君 大臣、重ねてよくお聞きをいたしたいと思うのでありますが、今の答弁でももちろん国際電気通信条約に基づいてそういう電波妨害を極力混信を避けるために正常な通信を確保していく、そういう目的を持って一定の国に対して適切な措置を要望していく道が開けております。しかし同時に、この条約では三十八条は、「陸軍、海軍及び空軍の軍用無線設備について、完全

な自由を保有する。」、軍関係のそういうものはち外です、こういうふうな三十八条に書いているわけですね。ですから、その事は簡単にいかにわけです。どうしてもかなり強力な外交的折衝なんかも必要になってくるわけですね。そうしないと、単に国際条約でこう書いておるからということとで事務的に進んでいくという簡単な問題でないということも予想できる。

そういった点で、一方、ここ最近政府はしきりにシーレーン防衛とか、こういうようなことを強調しているわけでありまして、しかし現にアメリカとソ連との間の核軍拡競争によつて日本の船が航行の安全にかかわるそういう通信の妨害を受けている、こういうことなんかは目をつぶっているわけにはいかぬわけですね。どうしてもそういう船の安全を守るために有効な方策を積極的に進めていく責任が日本の政府にはある。それになければ何のための日本の政府か、こういうことになるわけでありまして、被害の状況の全面的な把握、そして米ソ両国に対してそういう外交ルート、外交折衝も含めて必要な対策を求めたい、そのために、ぜひひとつ國務大臣の一人として外務省なんかとも相談をしながら大いに努力をしていただきたいというふうに大臣に特に要望するものですが、どうでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 大臣がお答えなされまう前にちょっと私から先ほどの点でもう一度御説明させていただきます。事実は電波に因連をすること、一義的にはやはり国際電気通信条約に基づく措置をとる通信主管庁という立場からいたしまして、それがまた当然のことであるかと思つてございまして。同時に、電気通信条約上の措置をとります場合には、その前提といたしまして発射源がどこであるかということが判明いたしませんと、その措置をとることができません。したがって、先ほどお答えいたしましたように、私ども通信主管庁という立場で監視をさらに強化いたしま

大臣への御報告がたしか一日程度遅れたかというふうに考えております。

○中村統一君 その辺につきましては、次回にまた佐藤委員同様にしっかりと審議をさせていただきますと思っております。

移動無線局について、相互主義の原則で外国人にも免許を与える、こういうことになっているわけでございますが、具体的に特定の外国からこれについて強い要望はあったんでございますか。

○政府委員(鴨光一郎君) 特定の外国からあったかという御指摘でございますが、私も、今回の法改正を御提案させていただくにつぎまして、日本国内に所在いたします外資系企業等からのこの種の無線局開設の要望はございましたが、特定の外国からの要望という形では特にならなませんでした。

○中村統一君 なぜこのムーバブルなステーションにだけ外国人にも開放することになったんですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 御案内のように、電波法の五条においても従来から外国性を排除してきているわけでございますが、これは電波の有限として希少性ということによるわけでございます。国際電気通信条約によつて、地域別あるいは業務別に電波が分配をされておりますが、その電波をその枠内で、まず私どもとしては、日本国民の需要を満たすという立場で考えているわけでございます。

今回の外国性の排除緩和につぎましては、今申し上げました基本原則を維持しながら、一面で、我が国における外国人等の経済活動、社会活動、こういったものは日本の国際化という状況の中で活発になってきております。そうしたことから、それからまた、無線の利用ということ自体が国際的にもまた活発になってきている。こういった事情からいたしまして、先ほど申しました無線局開設の要望、これの具体的なものといたしまして、本社あるいは営業所と移動中の車両といったものが相互に通信をできるという形の陸上移動局等を緩和

和の対象にしたわけでございます。それ以外の重要な局につきましては、従来どおり外国性を排除してまいらうという考え方でございます。

○中村統一君 こういったギブ・アンド・テークの相互主義の原則が壊れて、相手国の態度に変化が生じて、日本国民がそういう形で正当な利益を供与されなくなった場合は、目には目を歯には歯をといひますか、我が国も相手国民に対するこういう規制措置を強化していく必要がある、こう思うんですけれども、その免許の取り消し等の処分も含む基本的な姿勢というのは省としては堅持していくつもりですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先ほど御説明で申し落としたけれども、先生御指摘のように、今回の改正では相互主義というものを前提にいたしております。したがって、先生がお尋ねのように、相手国がこの相互主義というものを認めていない、我が国の国民に対する外国での免許を認めないという状況になりました場合には、当然相互主義が働かなくなるといふことでございまして、私も、目には目をというつもりではございませぬが、当然その相互主義という原則の上で相手国の外国人等の免許については取り消しをするという考え方でございまして、

○中村統一君 ですから、そういう姿勢は維持をしていくつもりである、こう理解しておいていいわけではございませぬ。

○政府委員(鴨光一郎君) そのとおりでございます。

○中村統一君 外国人の免許を仮に取り消すようになった場合、これは外国人としての立場がありますから、このことによつて我々は重大な営業上の損害を受けた、ついでには損害を補てんしてもらいたい、こういうような補償等の要求があった場合はどうなさるおつもりですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先ほど申し上げましたように、相互主義が変更という形になりますということは、相手国が日本人との無線局の免許を取り消す、認めないという場合でございます。私

どもとしては、今改正案の中に盛り込んでございます相互主義という立場からいたしまして、相手国の外国人あるいは外国法人等の無線局を認めないというようにいたすわけではございませぬので、御指摘のような損害賠償の対象にはなり得ないと考えております。

○中村統一君 そうしますと、損害賠償の要求があつてもそれに応ずる気持ちもなければ、理由もない、こういうことでよろしゅうございませぬ。

○政府委員(鴨光一郎君) これもまた先生の御指摘のとおりでございます。

○中村統一君 条約の改正に基づいてシブステーションの無休聴守帯が設けられるわけなんですけれども、これどうなんでしょう、無線士の、オペレーター等の労働条件等に変更はございませぬでしょうか。それについてどうお考えなのか。また、このことにつきまして運輸省とは相談をなさいますでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 今回無休聴守が義務づけられます百五十六・八メガヘルツの周波数でございますが、遭難及び安全のための周波数ということで、このVHFのものは特に近距離における遭難通信の疎通あるいは船舶の航行に必要な情報の収集といった目的に使われるわけでございます。そのためには、この周波数による常時聴守ということが必要であると考えております。

ただ、この聴守につきましては、物理的な問題といたしまして拡声機によることが可能であるといふこと。それからもう一つ、無線従事者の管理のもとであれば無線従事者の資格を有しない者であっても行うことができる、こういうことでございまして、御指摘のような過重な負担になるといふことはなからうと考えております。

それから、運輸省との関係でございますが、今回の条約改正に伴う法律改正につきましては、運輸省と協議済みでございます。

○中村統一君 この電波法関係の手数料について今回政令落とすということなんですけれども、この政令の改正は電波監理審議会への必要な諮問事項とすべきではないか、こういう意見もござい

ますが、これについてはどうにお考えですか。

○政府委員(鴨光一郎君) ただいまお願いいたしております改正案の中では、手数料額を定める手数料令という形で政令として定めていこうということでございます。当然、したがって、内閣として制定をするということになるわけでございます。したがって、御指摘の電波監理審議会、郵政大臣の諮問機関ということでございますが、今申しましたような形でのものではございませぬので、審議会に諮問をするということにはなじまないというふうに私ども考えておるところでございます。

○中村統一君 大臣、戻ってきてくださいましたので一つだけ番外で質問をさせていただきます。先日の本会議で、社会党の梶原議員が質問をなさいました中に、今回の放送衛星について、この事故について大臣のほうに考えるかという質問がございました。大臣は痛恨を感ぜられない、このようにおっしゃいましたけれども、その痛恨を感ぜられないという認識の中には、郵政省も広い意味での今回の被害者である、あるいは広い意味での加害者である、これは責任の所在とも関連をしてくると、こう思ひますけれども、その辺について大臣の認識をお伺いいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(奥田敬和君) 世界で初めての放送衛星という形の實用化に当たりまして、官民と申しますか、国民挙げて大変な期待を寄せておった技術だけに、もう非常に大きなショックを受けたことはまさに痛恨の言葉に当てはまったんじゃないかと思ひます。しかも、この開発の結果が政府が全体として推し進めてきた結果でもあり、しかも期するところ国民の負担、聴視料にしろ税金にしろ、そういった形の行われるものであっただけに、しかも過去においてBS1においての実験段階も経て、科学的に、技術的に万全の体制を期しておっただけに、もう何とも言えないやりきれないつらさを感じたことは事実でございます。

もちろん、この衛星のそういった技術的なリスクが伴う開発であるということは前提に置きながら、やはりこういった事態というものは厳密に受けとめなきゃならぬし、ひっくり返して見れば、政府全体の大きな責任でございませう。しかし、個別的には当然、科技厅であれ郵政省であれ、利用する側、何を問わす、これは大きな責任を感じておることは事実でございませう。郵政大臣としてもその直接の責任大臣としてまさに無念である、申しわけないという気持ちに尽きる言葉がそういう形になったんじゃないかと、本当に心からおわびを申し上げなきゃいかぬと思っております。

は大臣と私の認識が全然違っておりますが、お話ではそのように受けとめました、どのようにお考えか、改めてお尋ねします。

○国務大臣(奥田敬和君) 率直に、これは難視聴解消ということを主要な目的としてやったというところは認めます。認めるというよりも、その形でやったということでございます。ですけれども、他方、今ニューメディア関係の先進的な形の技術面も含めて、そういった高品位と申しますか、あるいはきれいな音質のそういった形の先進的な役割もその衛星の打ち上げによって果たそうと思つたことも当然だろうと思っております。

○中村鋭一君 終わります。

○青島幸男君 電波法の一部を改正する法律案につきましては、先に質問に立たれた方々から大変詳しく質問あるいは答弁もありましたので重複を避けまして、ただ、今度の放送衛星のことにつきまして、同じように大変深いお話し合いもありましたが、聞いておりました大変疑問に感じた点だけ二、三お尋ねしまして私の質問を終わるつもりです。

た、これが押しつけてやったかということになりますと、決してそのようなことではなくて、NHKもユーザーとして全国くまなく公共放送としての使命を達成しようといった意図に基づいて参画したことは間違いないと思っております。

まず、今大臣言われましたように、国民全体の大きな期待のもとにこの計画が立てられ、実行されたというお話ですけれども、私は必ずしもそうではないと思うんです。むしろNHKは四十一万の難視聴解消のためにだけ手伝わされているわけですね。新たな一歩あるいは二波を設けて放送しなきゃならないというような、無理やりさせられているんじゃないかという感じが私にはするんです。四十一万世帯だったから今INSを使うにしても、同軸ケーブルを使うにしても、個別的にやっても五百億も六百億も金かかることではないと思ひますね。むしろ難視聴対策のためではなくて、これから生じるであろう高品位テレビとか、あるいは何と申しますか、PCMとか、そういう新しいメディアの開発のためにそれを国策として政府が推し進めてきた。NHKは願つてもいないことのために金出さされてやらされたという感じがしないでもないんですけれどもね、それ

○青島幸男君 それは確かに、放送衛星ができませんと、それに要する設備、個々にもですけれども、一個三十万相当のパラボラアンテナ並びにコンバーターですか、受信施設がどのくらい売れるかわかりませんが、想定で六千億を超えるんじゃないか。大変なこれは産業的には成長のものになるような、景気浮揚のための手だてには違ひありません。資本主義社会というのは常に何かの成長を遂げてないか崩壊するようにはできていますから、それを推進する意味ではあるいは意味があるのかもしれないけれども、確かに、見えなかつた離島の方とか、あるいは本当に画像が乱れてどうにもならないという方々にとっては福音だったかもしれないけれども、それもただかか四十万世帯か四十万世帯、その辺ですね。新しい需要を喚起するにしても、余りといえは放送衛星は不安定だったんじゃないかな。先ほど服部さんもおっしゃっておいりましたけれども、こつちで自前で金かけて実験させられているようなものじゃないか。世界に先駆けるのも結構でございますけれども、そんなに不安定なものだったなら、何も取り急いでやることはなかつたんじゃないか

という声もありますね。

第一、世界に先駆けるのは結構ですけれども、ロケットに上つて、打ち上げている衛星自体に上つて、丸々自前の技術でできているわけじゃないでしよう。結局はしりの持っていないからいわけですよ。それは企業秘密になっているからそれから先は教えられませんが、どこが壊れたかよく明快に皆さん方に公開するわけにはいきませんという部分が必ずあるわけでしょう。そうなりまう不安定な要素の多いものを先駆けて大々的にかねや大鼓で宣伝をしておいて、一般の方々にもそういうものを用意させるような、経済的な負担の上にそれをやらなければならなかつたという理由も、他にあるとしたら私は考えられないんです。理由も、今までの宇宙開発技術の点からいえば、レベルからいえば、放送衛星なるものはそんなに高いレベルのものではないと、世界的に学者の間では当然究明し尽くされた論理とノーハウがある、だからこそ先駆けてやっても安心だったんだという趣旨のことをお答えしたけれどもね。それにしちや不安定過ぎたんじゃないですか。実験衛星が打ち上げられて、三チャンネルあったものが逐次ダウンしていつて、ついに何にもならなかつたわけでしょう。それを踏まえて、なおかつ一般のユーザーの方々に大々的に宣伝してその星を上げなければならなかつたというのは、何かほか裏があるような気がしますね。それに、この技術のノーハウと技術はそんなに高いレベルではないんだ、だから信頼に足るものだと思つて、万々の準備をして上げたんだと強弁なさるなら、それはシンブルミスじゃありませんか。それは絶縁部の亀裂だとか何とかというの地上実験で繰り返されている。わかりやうなものじゃありませんかね。そんなに難しいと、いや、そうでないんだと、まだ説明されてない部分もあるし、食に入ったりいろいろすれば、気温の変化とか、考えられない条件が宇宙では起こり得るから、そこまで知恵が届かなかつたんですというんだしたら、そんな不安定なものをなぜ上げたんですかというふう

に逆に言われるでしよう。郵政省はこの辺をどういうふうにお考えになつてこの計画自体を推し進めてこられたのか、真意を承りたいと思ひます。

○政府委員(鴨光一郎君) 私どももいたしましては、先ほどからお話が出ておりますように、NHKの難視聴解消の手段ということではこれまで地上によります難視聴解消を尽くしてきたわけでございますが、やはりあまねくという形でNHKの使命達成の点からいいますと、四十三万世帯に言われております難視聴世帯の方々にも電波をお届けしようというNHKの努力につきまして、郵政省といたしましてこれを是とするという考え方でございませう。同時に、放送衛星——結果的には世界に先駆けるという形ではございますが、先進諸国におきましても、もちろん他の衛星も含めまして放送衛星もまたその一つとして各種の実用化に向けての努力がなされているという中で、難視聴とあわせて新しい衛星放送技術というものをも日本として身につけていこうという目的もあるわけでございます。あわせてBSという形での実験段階を経まして上での最終的な宇宙開発計画設定ということで、いわば宇宙開発委員会の中で打ち上げの妥当性、その他各種の検討を尽くされた上で、可能な限りの判断をした上での決定であつたというふうに私どもも考えているわけでございます。

○青島幸男君 どうもそう考えられないんです。実験衛星自体の実験が成功に終わったとは認識したいです。寿命を待たずに次々に壊れて、一年足らずですか、一年ちょっとですか、結局だめだつたわけでしょう。今度やつて、実験を越えて実際に放送しよう。取りかかる基礎になる実験データが満足にそろわぬうちに始めてい

るわけじゃないですか。それは、実験放送衛星がこれこれのこういう事情で順調に進展してまいりまして実験段階を満了いたしました、で、さまざまのデータもノーハウもわかりましたと、つきましては本放送に取りかかりたいというのが段階

なんじゃないんですかね。ろくすっぽ実験の成果も問わないうちにそくそくそれを始めてしまったという点に私は疑問があるんですけれども、宇宙開発事業団にもこの点お尋ねしたいと思いが、どうですか。

○参考人(山内正男君) お答えいたします。

実験段階の「ゆり」について、まさに御指摘のように計画した寿命より前に放送ができないような事故が起きました。これにつきましてその原因を究明いたしましたわけでございます。

この内容をもう少し詳しく申し上げますと、まず、中継器につきまして高圧電源の絶縁材に亀裂が生じたために、放電による高圧電源部が故障したというのが一つでございます。第二は、姿勢制御系ホイールの回転が停止したということでございます。第三は、太陽電池の絶縁材の破損によりまして電力の急激な低下が起こったということでございます。第四が、姿勢制御用スラスターが触媒の機能低下によりまして推力が異常に低下したということでございます。この四つの原因が究明されましたので、それぞれの対策を施しました。

その対策といえますのは、高圧電源につきましては絶縁材の改良を行いまして、これを五年間にわたる寿命試験を行いまして、その後も正常であるということを確認いたしております。それから、二番目のホイールの駆動装置につきまして、電線にかかるストレスの少ない材料といたしまして、三番目は、太陽電池につきまして絶縁材の改良を施しております。四番目のスラスターにつきましては燃料の純度を向上させております。このような対策をすべてBS2aには講じたわけでございます。

したがいまして、これと同じような事故はBS2aには起こっておりません。

○青島幸男君 それは確認できているわけですか。

○参考人(山内正男君) これはすべて確認をいたしております。

○青島幸男君 星が上げられるようになってもう二十年かたちますかね。有人のものまで飛んで、大変な技術の進み方だとも思いますね。土星に行つて土星の近辺から絵を送るというような非常に高度なものまでありますね。今地球を取り巻く宇宙空間にどのくらい人工衛星が上がつているか。もちろん軍事的な用途のために秘密保持で明らかにならないものもたくさんあるでしょうから、今幾つくらい上がつていて、それがどのくらいのものなんだというところも認識したいと思ひますけれどもね。しかし、そういう、例えば地上観測用の大型のレンズを仕込んだ大きな宇宙船まで上がつていて、レントゲンフィルムぐらいの幅で地上を撮影して、それをまた解析してコンピュータで送つてきて、こつちで解析してそれを映像にするという技術までありますね。そんな高度な技術から考えると、放送衛星というのはグレードからいうとそんなに高いものじゃないんじゃないですか。その辺はどのような認識がございましょうか。

○参考人(山内正男君) 人工衛星はいろいろの種類がございまして。その場合に、これまで放送衛星というものが実験用には上げられておりましたけれども、大体放送衛星以外の衛星が中心でございます。それで、放送衛星の一つの特徴と申しますのは、これは各家庭で直接受信ができるようにするために、衛星自体の方に大電力の送信力を持たせるといふのが特徴でございます。こういうことがありますので、これの実験的な衛星を上げ、それで大丈夫であろうかというのを確かめた上で実用に向かつて進んできたというのが実情でございます。

したがいまして、なるほどおっしゃいますように人工衛星の数は非常にたくさん上がつておりますけれども、放送衛星がまだ実験段階をようやく実用に向かつて進もうというところに来ていのは、今申し上げたような理由でございます。

○青島幸男君 ですから、何も他国に先駆けて、まだ未解決あるいは故障の起る可能性も一〇〇

％追及されていない、どういう予測せぬ事故が起るかもしれないという不確定要素を非常に多く含んだものを、かねや太鼓で宣伝して上げたのは少し早過ぎたんじゃないかというのを私は先ほどから申し上げておるわけでございますけれどもね。

しかも、先ほどの御質問にもありましたけれども、どうも日本の金で外国のために実験させられているような趣もあるんじゃないか。NHKにしましては、三チャンネルあつても二波とるはずだつたんですね。二波使えるわけだったんでしょ。それが一波しか使えませんか。で、NHKが出した金が三百億ですか、一波使えますと、NHKは莫大な損害をこうむっているわけですね。保険も、今までのお話で伺いますと、満足に掛けられないようなさまざまな実情もろがえましてけれども、保険金も取れない。一体この損害はだれが責任を持って、どう負うことになりましようね。どうなんでしょう、大臣。

○国務大臣(奥田敬和君) これはやはり、宇宙開発計画自体、政府全体の責任であり、したがってこの結果は失敗というか、三つのうちの二つが生きて残つておるわけでございますけれども、はつきり言つて所期の目的を達成することはできないわけですから、本当にかすかに首がつておるという形で、そういう点の責任は、これは担当省である郵政大臣も含めての責任であらうと思つております。

○青島幸男君 今のような状態ですと、かすかに首がつておる首がいつ落ちるかと限らぬですな、これは。またいつ壊れてしまふかわからぬ。そうならたら丸損ですね。ですから、経済的な負担、NHKにかけた負担はだれが責任を持つて弁済するんですかというところをお尋ねしているんです。

○国務大臣(奥田敬和君) 本当にこれは、また原因究明がなされた後に、今後の開発計画も含めまして、現時点における損害、そういう形をどうするかという問題ももちろん、そういう形の組

上にも上るでしょうけれども、結局はNHKも一波実験局としてやるわけでございますが、結局責任の所在ははっきりしても、結局帰つてくるところは国民にまた帰つていく形になるわけですから、本当にそういう点がやりきれない形で、おわびを申し上げておるということでございます。

○青島幸男君 受信料で一人一人が充分に負担したんだから御勘弁いたさう、そのうち今度新しいのをつくつて皆さん方の便に供するようにするからひとつ御勘弁いただきたいということを決着がつくとすれば、それで納得する国民——視聴者の大多数は納得しないと思ひますね。ですから、今後ともこれ続けていかなきゃならぬんでしょ。うから、その点に対して大変慎重な御配慮がなきゃならぬと思ひますね。

この問題、まだ続けてやっていますと切りがありませんし、委員長のお計らいも理事のお話もありまして、別途機会が設けられるようでございますから、そのときにまたいろいろ御質問させていただきますけれども、次に打ち上げる衛星をまた同じような格好で打ち上げて、また同じ轍を踏むというようないことがないように、十分の御配慮をまずいただきたいことだけ要望いたしまして、私の質問を終わります。

○田英夫君 重複を避けまして簡単に御質問をしたいと思ひます。

今、同僚委員から放送衛星の問題が取り上げられておりますが、一つ伺いたいことは、NHKがいわゆる通常放送の今までの放送の一チャンネル、三チャンネルを衛星を使って放送をされ、もう一つ衛星独自の放送を流されるという計画を持つておられた。ところが一チャンネルだけに流したから、通常のいわゆる一チャンネルの放送を流すと、まあ難視聴地域の解消には有益でしょうけれども、今後の問題にはつながつてこなくなると思ひます。つまりそういう一チャンネルしか使えないという状況であるならば、離島の方を除く一般の皆さんがわざわざ三十万円の費用をかけて受信のためのパラボラなどを設置されるとい

請願者 名古屋守山区守山町北四八水
紹介議員 野一外四十九名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九三八号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 名古屋昭和区吹上町一ノ三五
紹介議員 東寛一外二十五名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九三九号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 名古屋守山区城土町一三ノ五
紹介議員 西井保夫外五十三名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九四〇号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区宮前四ノ一六ノ二
紹介議員 黒澤邦久外四十一名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九四一号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都中野区中央四ノ二ノ三ノ三
紹介議員 一〇倉橋貞雄外四十二名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九四二号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市古新田一九二 梅沢
紹介議員 正治外四十九名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九四三号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市高蔵寺町四ノ九五
紹介議員 八 竹谷典子外三十八名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九四四号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都稲城市百村五一七 神山正
紹介議員 己外四十六名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九四五号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市稔台二四八ノ一二
紹介議員 広岡幸子外三十五名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九四六号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜丘二ノ二ノ八
紹介議員 ビラ楓三〇一 辻謙一外七十九名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九七七号 昭和五十九年四月六日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原青雲町五ノ五
紹介議員 五 市原武司外四十四名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九七八号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 岐阜市鏡島一三三ノ一〇七 田中
紹介議員 澄子外三十六名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九七九号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市北野七三ノ四 菊地
紹介議員 律子外九十三名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一九八〇号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府大淀区中津五ノ四ノ二七
紹介議員 佐野富美子外八十六名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇〇二号 昭和五十九年四月六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 群馬県前橋市表町一ノ二五ノ六
紹介議員 近藤千万喜外百五十一名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇二七号 昭和五十九年四月七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区大島一ノ六ノ四
紹介議員 二 神本妙子外四十九名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇二八号 昭和五十九年四月七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西一ノ二三ノ一
紹介議員 麻生泰正外四十七名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇二九号 昭和五十九年四月七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 熊本県八代市長田町一、二六一
紹介議員 藤本主税外三十五名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇三〇号 昭和五十九年四月七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 岐阜市青柳町四ノ五九 後藤祐八
紹介議員 郎外四十九名
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇三二号 昭和五十九年四月七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市向陽町二、〇八七ノ
紹介議員 五七 山崎邦雄外四十九名
本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇三九号 昭和五十九年四月七日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都調布市国領町七ノ五三ノ二

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇五〇号 昭和五十九年四月九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県東松山市大谷四、三七〇ノ

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇五一号 昭和五十九年四月九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市南五ノ八ノ三五

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇七二号 昭和五十九年四月九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二〇八一号 昭和五十九年四月九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原一ノ三五ノ二〇

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇八五号 昭和五十九年四月九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 北九州市八幡東区中尾一ノ二〇ノ

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二一三一号 昭和五十九年四月十日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市秋津町五ノ一九ノ

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二一三二号 昭和五十九年四月十日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市上条町八ノ八九ノ

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二一三三号 昭和五十九年四月十日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北一ノ七ノ一

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二一三四号 昭和五十九年四月十日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込六ノ一九ノ一六

紹介議員 河原美代子外四十九名

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二一七〇号 昭和五十九年四月十日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都墨田区江東橋四ノ一〇ノ三

紹介議員 関根弘子外七十一名

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二二五四号 昭和五十九年四月十二日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉三ノ三〇ノ一五

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二二六〇号)(第二二七二号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二三二〇号)(第二三三八号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二三九六号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二四二〇号)(第二四二二号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二四四八号)(第二四八八号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二四八〇号)(第二四八二号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二五七四号)(第二五七五号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二五七六号)(第二五七七号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二五七九号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二五七九号)

請願(第二六九一号)(第二六九二号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二七〇一号)(第二七〇二号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二七三三号)(第二七三四号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二七三六号)(第二七三七号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第二七三六号)(第二七三七号)

第二二六〇号 昭和五十九年四月十三日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 北海道函館市船見町二四ノ一五

紹介議員 野村定吉外七十五名

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二二七二号 昭和五十九年四月十三日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡穂積町牛牧九七六ノ

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二三二〇号 昭和五十九年四月十四日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二三三八号 昭和五十九年四月十六日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

紹介議員 前島英三郎君

願

請願者 埼玉県与野市上峰四ノ五ノ一三

和久井芳江外七十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二三九九号 昭和五十九年四月十六日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡小須戸町鎌倉新田

四五七 渡辺熊吉

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二四二〇号 昭和五十九年四月十七日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉市千草台二ノ九ノ一〇五 長

谷川重雄外四十五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二四二二号 昭和五十九年四月十七日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県茂原市南吉田一、三〇四

三橋俊雄外二十五名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二四八〇号 昭和五十九年四月十七日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町加倉目倉沢一

八一ノ六 平向仲芸

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二四八一号 昭和五十九年四月十七日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二五四二号 昭和五十九年四月十七日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 長野県須坂市屋部町二、〇二二

竹前敏

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二五四三号 昭和五十九年四月十七日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市双葉二ノ四ノ二

飯島勝三

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二五七四号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 北海道函館市東山町九七ノ一二

佐藤佳代子外二十六名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二五七五号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市風渡野八六ノ一 富

田忠男外四十五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二五七六号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県西尾市錦城町二四八ノ四

堀川しげる外四十二名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二五七七号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 北海道稚内市港五ノ七ノ一一 佐

藤品子外九十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二五七八号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市下広谷一、二二六

黒沢博外四十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二五七九号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川一、五〇七ノ

一パイロットハウス七ノ二〇三

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二六九一号 昭和五十九年四月十八日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地 原

田泉

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二六九二号 昭和五十九年四月十八日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手

労災病院内 赤星光敏

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二七〇一号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県久留米市津福今町六〇ノ二

藤瀬能洋外四十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二七〇二号 昭和五十九年四月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市中岩田三ノ四ノ一一

斎藤勇外四十名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二七三三三号 昭和五十九年四月十九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県豊田市竹元町二ツ池六ノ四

四位芳子外四十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二七三四号 昭和五十九年四月十九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市千代田二ノ六ノ

六 江成保信外二十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二七三三五号 昭和五十九年四月十九日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市嵩山町下角庵一ノ一

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二九八八号 昭和五十九年四月二十三日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 山形県新庄市松本六一五ノ七 阿
相信子外四十六名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三〇一一号 昭和五十九年四月二十四日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市奥田寺切町四一ノ一
武田三郎外三十三名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三〇一二号 昭和五十九年四月二十四日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 愛知県豊川市塔ノ木町二ノ九〇
高橋正外四十五名
紹介議員 志古 裕君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三〇四七号 昭和五十九年四月二十四日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 東京都調布市柴崎二ノ八ノ一 荻
本史郎外四十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三〇四八号 昭和五十九年四月二十四日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 山形市東原町二ノ七ノ八 阿部武
子外三十九名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一〇七号 昭和五十九年四月二十四日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願
請願者 北海道岩見沢市日の出 福田清
紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第三一〇八号 昭和五十九年四月二十四日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願
請願者 広島市南区宇品海岸二ノ一ノ三ノ
二〇五 稲川裕二
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第三一三六号 昭和五十九年四月二十四日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町三ノ二八ノ一四
四ノ五 岡田清四郎外四十四名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一三七号 昭和五十九年四月二十四日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 山形県天童市山元一二五 今野光
雄外四十五名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八〇号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 大阪府八尾市恩智南町三ノ一三六
上垣林一外四十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八一号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 東京都町田市相原町三〇五ノ一四
福盛田きよみ外二十六名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 東京都町田市相原町三〇五ノ一四
福盛田きよみ外二十六名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八二号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上矢部一ノ五ノ
二六 尾出ひろみ外百六十七名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八三号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 愛知県大山市葉師前二ノ一〇
武田行男外四十九名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八四号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市山田二番町四四ノ二
榎本英男外四十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八五号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 福井県武生市深草二ノ一ノ一一
児玉正子外四十六名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八六号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県狭山市狭山台二ノ一ノ二ノ
二一ノ一〇六 桂満雄外四十八名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三一八七号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 山形市小荷駄町一ノ四六 橋井栄
司外八十五名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三二二一号 昭和五十九年四月二十五日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市荒幡八四ノ二三
加藤昭郎外四十四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三三三九号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 茨城県土浦市真鍋五ノ二ノ三 村
田香外七十四名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三三四〇号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 愛知県豊川市新道町一ノ二諏訪住
宅八ノ三〇二 米重源義外四十九
名
紹介議員 瀬谷 英行君

第三三四〇号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 愛知県豊川市新道町一ノ二諏訪住
宅八ノ三〇二 米重源義外四十九
名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三二四二号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県豊川市松久町一ノ三八 夏目俊春外八十名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三二四二号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県富士見市鶴馬一ノ五ノ一七 羽島美枝子外四十九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三二四三号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市東岩田三ノ八ノ六 伊東大洋外八十三名
紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三二二七号 昭和五十九年四月二十六日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 宮崎市青葉町九〇 長渡利次
紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第三三二八号 昭和五十九年四月二十六日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三三ノ二四 柳沼和江
紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第三三五四号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県犬山市西余坂町三七七ノ一 山田芳子外九十九名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三三五五号 昭和五十九年四月二十六日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県津島市南門前町三ノ八六 後藤和昭外三十六名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項に次の一号を加える。
六 自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局(無線局相互間の通信を行うものに限る。)又はこれらの無線局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局(通信を中継するために開設するものを除く。)であつて、次に掲げる者の開設するもの

イ その国内において日本国民が同種の無線局を開設することを認める国の国籍を有する人
ロ その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者

ハ その国内において日本の法人又は団体が同種の無線局を開設することを認める国の法人又は団体

同種の無線局を開設することを認める国の法人又は団体

ニ 前項第四号に掲げる法人又は団体であつて、同項第一号から第三号までに掲げる者でイからハまでに掲げる者でないものがその役員の三分の一以上又は議決権の三分の一以上を占めないもの(同項第一号から第三号までに掲げる者でイからハまでに掲げる者でないものがその代表者であるものを除く。)

第三十四條中「無線電信の主送信設備」を「送信設備」に改める。

第三十五條の二及び第三十六條を削り、第三十六條の二を第三十六條とし、第三十六條の三を第三十六條の二とする。

第三十七條中「第二條」の下に「同法第二十九條ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。」を加える。

第六十三條第三項中「第四條第二項」の下に「同法第二十九條ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。」を加える。

第六十五條第一項中「(一)の項に掲げる無線局にあつては五百キロヘルツ」を削り、同項の表の一の項中「及び二千八百八十二キロヘルツ」を、「二千八百八十二キロヘルツ及び五百五十六・八メガヘルツ」に改め、同表の一の二の項中「二千八百八十二キロヘルツ」の下に「及び五百五十六・八メガヘルツ」を加える。

第九十九條の十一第一項第一号中「第三十四條から第三十五條の二まで(義務船舶局の無線設備の条件)」、第三十六條(救命艇の無線電信の条件)、第三十六條の二(義務航空機局の条件)を「第三十四條及び第三十五條(義務船舶局の無線設備の条件)」、第三十六條(義務航空機局の条件)」に改める。

第九十九條の二(義務航空機局の条件)」に改める。

第九十九條の二(義務航空機局の条件)」に改める。

第九十九條の二(義務航空機局の条件)」に改める。

の手数料を国(指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては、当該指定試験機関)に納めなければならない。この場合において、第一号に掲げる者が受ける無線局の免許につき、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税が課されることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

一 第六條の規定による免許を申請する者

二 第十條の規定による検査を受ける者

三 第十八條の規定による検査を受ける者(第七十一條第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く。)

四 第三十七條の規定による検定を受ける者

五 技術基準適合証明(指定証明機関が行うものを除く。)を申請する者

六 第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者

七 第四十一條の規定による免許を申請する者

八 第四十八條の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者

九 第四十八條の二第二項第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者

十 第四十八條の三第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者

十一 免許状、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者

十二 第七十三條第一項の規定による検査を受ける者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

第二百五

この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、第百三条の改正規定は、公布の日から施行する。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は五月七日）

一、電波法の一部を改正する法律案

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願（第三三八八号）（第三四四四号）（第三四五九号）（第三四七五号）（第三五三六号）（第三五三七号）

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願（第三五九九号）

第三三八八号 昭和五十九年四月二十七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県入間市下藤沢一〇五 中橋英雄外五十六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三四四四号 昭和五十九年四月二十七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願（二通）

請願者 横浜市戸塚区中田町六七〇ノ五 藤井松次外九十七名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三四五九号 昭和五十九年四月二十八日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市豊岡町六四 金子慎三外四十六名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三四七五号 昭和五十九年四月二十八日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市木野目二七一ノ一一 田形和子外四十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三五三六号 昭和五十九年五月二日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県大川市小保八七三ノ五 金子良一外四十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三五三七号 昭和五十九年五月二日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市中原町二ノ六ノ一二 藤原辰三郎外二百名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第三五九九号 昭和五十九年五月二日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 滋賀県草津市追分町二二〇ノ一〇 松永興作

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。